

令和元年

富岡町議会会議録

第5回定例会

9月10日開会～9月12日閉会

富岡町議会

令和元年第5回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 9月10日（火曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	5
○欠席議員	6
○説明のため出席した者	6
○事務局職員出席者	6
開 会（午前10時00分）	7
○開会の宣告	7
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○諸報告	8
○議案の一括上程	12
○提案理由の説明及び一般町政報告	12
○一般質問	17
遠藤一善君	17
堀本典明君	25
渡辺正道君	32
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	43
○散会の宣告	47
散 会（午後2時24分）	47

第2日 9月11日（水曜日）

○議事日程	51
○本日の会議に付した事件	52
○出席議員	53
○欠席議員	53
○説明のため出席した者	53

○事務局職員出席者	5 4
開 議 （午前 9時58分）	5 5
○開議の宣告	5 5
○議事日程の報告	5 5
○会議録署名議員の指名	5 5
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	5 5
○散会の宣告	9 5
散 会 （午後 2時37分）	9 5

第3日 9月12日（木曜日）

○議事日程	9 9
○本日の会議に付した事件	9 9
○出席議員	9 9
○欠席議員	1 0 0
○説明のため出席した者	1 0 0
○事務局職員出席者	1 0 0
開 議 （午前 9時58分）	1 0 2
○開議の宣告	1 0 2
○議事日程の報告	1 0 2
○会議録署名議員の指名	1 0 2
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 0 2
○委員会報告	1 3 3
○動議の提出	1 3 6
○閉会の宣告	1 3 6
閉 会 （午後 1時31分）	1 3 6

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和元年第5回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

令和元年9月10日（火）午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第 8号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 9号 平成30年度富岡町継続費精算の報告について
- 報告第10号 専決処分の報告について
- 議案第50号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第51号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第54号 富岡町立認定こども園条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 富岡町立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 富岡町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例について
- 議案第57号 富岡町老人福祉センター条例を廃止する条例について
- 議案第58号 町道路線の認定、変更及び廃止について
- 議案第59号 工事請負契約について
- 議案第60号 工事請負契約の変更について
- 認定第 1号 平成30年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

認定第 3号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 平成30年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 平成30年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 9号 平成30年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第2号）

議案第62号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第63号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第64号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第65号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第66号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第67号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第68号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第69号 令和元年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 8号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 9号 平成30年度富岡町継続費精算の報告について

報告第10号 専決処分の報告について

議案第50号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第51号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第52号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第53号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

- 議案第 5 4 号 富岡町立認定こども園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 5 号 富岡町立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 6 号 富岡町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 7 号 富岡町老人福祉センター条例を廃止する条例について
- 議案第 5 8 号 町道路線の認定、変更及び廃止について
- 議案第 5 9 号 工事請負契約について
- 議案第 6 0 号 工事請負契約の変更について
- 認定第 1 号 平成 3 0 年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 3 0 年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 平成 3 0 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 平成 3 0 年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 平成 3 0 年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 3 0 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 平成 3 0 年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 平成 3 0 年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9 号 平成 3 0 年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 1 号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 2 号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 3 号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 4 号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 5 号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 6 号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 7 号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 8 号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 9 号 令和元年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 報告第 8号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 9号 平成30年度富岡町継続費精算の報告について
- 報告第10号 専決処分の報告について
- 議案第50号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第51号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第54号 富岡町立認定こども園条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 富岡町立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 富岡町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例について
- 議案第57号 富岡町老人福祉センター条例を廃止する条例について
- 議案第58号 町道路線の認定、変更及び廃止について
- 議案第59号 工事請負契約について
- 議案第60号 工事請負契約の変更について
- 認定第 1号 平成30年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成30年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6 号 平成30年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7 号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8 号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 9 号 平成30年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第2号）

議案第62号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第63号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第64号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第65号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第66号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第67号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第68号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第69号 令和元年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 8 号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 9 号 平成30年度富岡町継続費精算の報告について

報告第10号 専決処分の報告について

議案第50号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（14名）

1 番 渡 辺 英 博 君

2 番 渡 辺 正 道 君

3 番 高 野 匠 美 君

4 番 渡 辺 高 一 君

5 番 堀 本 典 明 君

6 番 早 川 恒 久 君

7 番 遠 藤 一 善 君

8 番 安 藤 正 純 君

9 番 宇 佐 神 幸 一 君

10 番 高 野 泰 君

11 番 黒 澤 英 男 君

12 番 高 橋 実 君

13 番 渡 辺 三 男 君

14 番 塚 野 芳 美 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一	君
副町長	高橋保明	君
副町長	滝沢一美	君
教育長	石井賢一	君
会計管理者	三瓶直人	君
総務課長	林紀夫	君
企画課長	原田徳仁	君
税務課長	小林元一	君
住民課長	植杉昭弘	君
福祉課長	杉本良	君
健康づくり課長	遠藤博生	君
生活環境課長	黒澤真也	君
産業振興課長	猪狩力	君
都市整備課長	竹原信也	君
教育総務課長	飯塚裕之	君
参事兼生涯学習課長	三瓶清一	君
郡山支所長	斉藤一宏	君
参事兼いわき支所長	三瓶雅弘	君
総務課長補佐	猪狩直恵	君
代表監査委員	坂本和久	君

○事務局職員出席者

議事会事務局局長	志賀智秀
議事会事務局係局長	猪狩英伸
議事会事務局係主査	杉本亜季

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第5回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(塚野芳美君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る9月5日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から12日までの3日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、令和元年第3回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに令和元年第2回双葉地方水道企業団議会定例会について文書をもって報告しておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

双葉地方広域市町村圏組合に係る平成30年度歳入歳出決算書並びに双葉地方水道企業団に係る水道事業会計決算書、工業用水道事業会計決算書、あわせて富岡町社会福祉協議会等諸団体より決算の報告がありましたので、配付させていただいております。ごらんいただくようお願いいたします。

また、議会会議規則第121条に基づく議員派遣報告についても文書をもってお手元に配付させていただき、報告いたします。

最後に、陳情書1件を受理し、この写しを委員会報告書の94ページから95ページに添付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

3番 高野匠美君

4番 渡辺高一君

の兩名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塚野芳美君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月12日までの3日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12日までの3日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員から例月出納検査の報告をいたします。

元監第11号、令和元年9月10日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、堀本典明。

例月出納検査報告書、例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記、1、検査の対象。（1）令和元年5月（平成30年度予算5月支出分・令和元年度5月分）・6月・7月。（2）一般会計及び特別会計、（3）歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和元年6月20日・7月19日・8月19日。

3、検査の結果。（1）収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。（2）違法または不適切と認めて指示した事項、なし。（3）検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。別紙記載のとおりですので、朗読は省略いたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

7番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） おはようございます。報告第24号、令和元年9月10日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書、本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)9月定例会の会期及び日程について、(3)その他、①一般質問について、②陳情について、③議員派遣報告について、④その他。

〔12番（高橋 実君）退席〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和元年9月5日午前9時15分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長・同主幹、職務出席者、議長・議会事務局長・庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について、9月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件3件、人事案件1件、条例の一部改正案件6件、条例の廃止案件1件、認定案件1件、工事請負等の契約案件1件、工事請負等の変更案件1件、平成30年度決算の認定案件9件、補正予算案件9件、合計32件。(2)9月定例会の会期及び日程について、9月定例会の会期日程については、会期を9月10日から12日までの3日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他、①一般質問について、一般質問の通告3名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情等について、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う陳情、以上の1件の陳情について審議し、全議員に周知することに決した。③議員派遣報告について、原案のとおり決した。④その他、なし。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） おはようございます。報告第25号、令和元年9月10日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。審査報告書、本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第199号の編集について、(2)その他、第4回、(1)とみおか議会だより第199号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過。審査の経過につきましては記載のとおりであります。お読み取りいただきたいと思ひます。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第199号の編集について。とみおか議会だより第199号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、富岡校で行われた富岡幼小中学校合同運動会の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、にこにここども園にて勤務している保育士に寄稿していただくことに決した。とみおか議会だより第199号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第199号の最終校正について、議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。(2)その他。

以上です。

○議長(塚野芳美君) ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長(宇佐神幸一君)登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長(宇佐神幸一君) おはようございます。報告第26号、令和元年9月10日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。審査報告書、本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、1、東京電力福島第二原子力発電所廃炉について、2、その他。第2回、1、原子力発電所通報連絡処理(令和元年5月・6月・7月分)について、2、東京電力(株)福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、3、その他。

2、審査の経過。審査の経過は、お手元に記載したとおりでございますので、ご一読ください。

3、審査の結果。第1回、1、東京電力福島第二原子力発電所廃炉について、福島第二原子力発電

所の廃炉の概要について町執行部より説明を受けた。廃炉工程、使用済み燃料の取り扱い、廃炉を通じた地域振興に向けた取り組みの3点について、現時点における方針について説明を受けた。福島第二原子力発電所廃炉を受けた檜葉町、富岡町復興に向けての緊急要望（案）について説明を受けた。議員からは議会への迅速かつ十分な説明を実施すること、廃炉に当たりテロ等への安全対策の徹底や最終処分場の決まっていない使用済み燃料、解体廃棄物等の搬出について確実な実施を求める旨の意見が出され、町の将来を見据えた基幹産業創出を含む十分な地域振興や電源立地地域対策交付金等の代替措置を講じるよう国に求めていく旨要望した。2、その他、福島第一原子力発電所構内にある乾式キャスク、燃料プールの状況確認、構造物の仕様確認を求めた。第2回、1、原子力発電所通報連絡処理（令和元年5月・6月・7月分）について、原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。1号機ウエルプラグ内の撮影及び空間線量率の測定の説明を受けた。1号機使用済み燃料プール内の透明度確認調査及び1号機アクセスルート構築作業に必要な基礎データ拡充について説明を受けた。3号機燃料取り出し作業の9月上旬再開及び1、2号機排気筒解体の再開について説明を受けた。議員からは、廃炉に係る使用済み燃料の搬出及び保管体制、現時点における放射性廃棄物の処分方法について懸念及び意見が出され、1、2号機排気筒の解体についてふぐあいが多発し、工程が遅延していることについて、安全第一の確実な作業の実施を要望した。3、その他、商工事業者の営業賠償で、申請件数及び支払い件数の確認と支払い基準等に関する情報の共有を求めた。東京電力株式会社に対し、帰還困難区域内巡回時に寄せられた町民からの要望事項について確認し、事業者として今後どのような方針で対応していくか検討するよう求めた。

以上、報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については、文書をもって報告をしておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許可いたします。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、改めましておはようございます。令和元年第5回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

元号が令和と改まり4カ月が過ぎました。私は、さきの定例会において、「本町の未来を切り開き、将来につなげていく取り組みを力強く継続し、未曾有の災害から立ち上がることを改元に伴い改めて誓った」と申し上げました。本町の復興再生の取り組みは確実に進められており、町内居住者も先月末時点で766世帯、1,107人と着実にふえ続けております。また、さくらモールとみおかの来場者は200万人を超え、富岡駅前にぎわいフェスタや富岡夏祭り2019を多くの方々に楽しんでいただくなど、にぎわいや活力もしっかりと感じられるようになってまいりました。緑豊かなふるさとを構成する水田で

は、こうべを垂れた稲穂が秋の日差しを浴びてまばゆく輝いております。私は、この輝きに負けない輝きを本町に取り戻すために引き続き多様な取り組みを柔軟に、そして力強く、議員の皆様を初め、町民皆様のご理解とご協力のもとしっかりと進めてまいる考えでありますので、議員皆様のお力添えを賜りますよう改めてお願い申し上げます。

7月31日に東京電力が福島第二原子力発電所の廃炉を決定いたしました。私は、福島第二原子力発電所の再稼働はあり得ないとこれまで申し上げてきており、また富岡町議会を初め、地域の多くの皆様が廃炉を求めてきたことでもありますので、決定を当然のことと受けとめております。しかしながら、震災、原発事故以前においては、原子力発電所の立地が当町のにぎわいや活力の創出に大きく貢献したことも事実でありますので、我々は地域の全力を挙げ、これにかわる機能の創出に取り組んでまいらなければなりません。このためにも東京電力には廃炉を通じた地域振興の取り組みを積極的かつ力強く、そして幅広く広く行うことを求めるとともに、国には本町の復興創生のための貴重な財源である電源立地地域対策交付金の代替について確実に措置するよう求めてまいる考えでありますので、議員の皆様を初め、力強い後押しをお願いいたします。また、東京電力には、安全かつ確実な廃炉が地域の願いの第一であることを認識し、作業の詳細について一つ一つ丁寧に説明すること、加えて福島第二原子力発電所の廃炉が福島第一原子力発電所の廃炉作業に大きな影響を与えないようにすることを継続して求めてまいりますので、重ねて議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、6月定例会以降の町政についてご報告いたします。初めに、総務課所管の業務について申し上げます。7月4日公示、同21日投開票で行われました第25回参議院議員通常選挙は、17日間の長きにわたる投票事務でありましたが、滞りのない執行ができました。この場をおかりしまして、投開票事務に当たられた皆様へ感謝申し上げます。なお、本町における投票率は、前回参議院議員選挙より2.38ポイント減となる45.49%でありましたので、あわせてご報告をいたします。

次に、企画課所管の業務について申し上げます。去る6月28日に財務大臣、復興大臣を初め、関係大臣及び自民党東日本大震災復興加速化本部に本町の本格復興と住民の生活再建の実現に向けた取り組みに関する11項目の要望を行いました。その後の東日本大震災復興加速化のための第8次与党提言には、復興庁後継組織を総理大臣直轄組織として復興予算を含む総合調整機能を維持することや、特定復興再生拠点区域の環境整備を進めることは当然のこと、拠点区域と設定できなかった帰還困難区域に関する政策検討を進めることなどが盛り込まれ、本町の要望事項がおおむね反映されたものと要望活動の成果を評価するところであります。また、福島第二原子力発電所の全基廃炉の決定を受け、第二原発の安全かつ確実な廃炉と持続可能な行政サービス提供に関する3項目について、原子力政策を推進してきた国の責任において取り組むことを8月6日に経済産業大臣へ要望いたしました。今後も本町の復興創生に向けた多様な取り組みが確実に継続できるよう、また特定復興再生拠点区域の確実な復旧と特定復興再生拠点区域と設定できなかった区域への支援について、引き続き国に求めてまいる考えでありますので、議員皆様のご協力をお願いいたします。

次に、住民課所管の業務について申し上げます。去る5月15日に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法などの一部を改正する法律が参議院本会議において可決成立いたしました。これにより、マイナンバーカードを健康保険証として利用することが可能となり、国は令和3年3月の本格運用を目指し準備を進めております。本町のマイナンバーカードの人口比交付率は34%と他自治体と比較し高いものとなっておりますが、今後同カードの活用範囲が広がることから、一層の周知と普及が求められますので、職員を含め町民皆様のマイナンバーカードの取得をさらに促すよう、取り組みの強化に努めてまいります。

次に、福祉課所管の業務について申し上げます。まず、非課税子育て世帯向け商品券事業についてご報告いたします。本年10月の消費税率10%への引き上げに伴う国の景気対策の一環として行われる本事業につきましては、7月に対象となる町民皆様に案内を送付し、10月1日より購入、そして使用が可能となるよう、購入希望の方々へ今月より順次商品券購入引きかえ券の送付をするなどの準備を進めております。

次に、地域交流館整備事業についてご報告いたします。本年7月に調達いたしました地域交流館実施設計業務につきましては、検討委員会の検討結果を踏まえながら設計業務を進めるとともに、来年度の整備工事着手に向け、国などとの各種調整を行っているところです。

次に、共生型サポート拠点整備事業についてご報告いたします。本事業につきましては、本年中に有識者や関係機関などで構成する整備検討委員会を発足させ、来年夏ごろまでの基本計画策定を目指し検討、調整を進めております。なお、本定例会に基本計画策定に係る業務委託料の予算補正を上程しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

次に、富岡町敬老会についてご報告いたします。富岡町敬老会につきましては、今月13日に富岡町総合体育館において開催いたします。参加を予定される約400名の方々の長寿とますますのご活躍を議員皆様とともにお祝い申し上げたいと考えますので、議員皆様のご出席をお願いいたします。また、10月30日には、戦没者追悼式をフローラメモリアルホール富岡において開催することと予定し、富岡町遺族会とともに準備を進めておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

次に、健康づくり課所管の業務について申し上げます。まず、総合健診事業についてご報告いたします。町内における集団健診につきましては、11月5日に実施することと準備を進めているところで、県内他地区においては先月実施の南相馬市を初め、11月上旬まで郡山市やいわき市など6地区で実施することとしております。

次に、健康増進施設の今後のあり方に関する検討についてご報告いたします。特定復興再生拠点区域復興再生計画では、拠点区域内に健康増進やコミュニティ形成のための施設設備の必要性をうたっており、既存施設であるリフレ富岡の今後のあり方を早急にお示しすることが課題となっております。リフレ富岡に関しましては、地震被害や長期不稼働による被害を今年度において調査することと予算の計上をしておりましたが、まずは今後必要となる施設の構成や規模をしっかりと検討すること

が必要であると被害調査の実施を保留することといたしました。施設のあり方に関する検討は、職員で構成する検討プロジェクトチームで既に進めており、今後検討の過程において議員皆様のご意見を伺うなどして、年内にはその方向性をお示ししたいと考えますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

次に、生活環境課所管の業務について申し上げます。文化交流センター学びの森において8月4日に開催されました第4回福島第一廃炉国際フォーラムには、627名の多くの参加が国内外からあり、廃炉に携わる技術者や従事者、そして住民などが一堂に会し議論が交わされ、廃炉作業に対する理解が深められたものと会議開催の意義を感じているところです。議員皆様に初め、参加いただきました皆様に御礼を申し上げますとともに、今後もこのような機会を通して廃炉作業に関する理解が一層深められていくことを切に望むところであります。

次に、産業振興課の業務について申し上げます。まず、夏祭り事業についてご報告いたします。8月2日に富岡第一小学校校庭で開催いたしました富岡夏祭り2019には約700名の方々にご来場いただき、にぎやかに夏を楽しんでいただくとともに、久しぶりの再会の場にもしていただきました。今後も各種イベントの開催を通じたふるさと富岡のにぎわいと活力の創出に努めてまいります。

次に、プレミアム付商品券事業についてご報告いたします。事業者の町内での事業再開と町民の帰還促進を図ることを目的とするこの事業は、今年度より住民登録はされていないものの町内に生活される方々や町内の事業所に勤務される方々も商品券購入の対象とさせていただきました。現時点において、商品券販売予定数の約半分の1万セットをご購入いただいているところで、今後も多くの皆様にご利用いただけるよう、町広報紙やホームページなどで継続して周知に努めてまいります。

次に、農業復興、営農再開支援事業についてご報告いたします。さきの議会全員協議会において、当面の営農再開目標面積を280ヘクタールとすると営農再開への基本方針を説明させていただき、またこれにあわせ米の乾燥調製施設や低温倉庫などを新たに整備することをご説明いたしました。基幹産業である農業の復興は、本町の真の復興に欠くことのできないものであることをしっかりと認識し、今年度下半期においては基盤整備事業に係る地元調整及び施工同意の取得、農業水利施設の現況調査に基づく堆積物除去や修繕を行うとともに、福島県補助金を活用してJA福島さくらと協働した担い手への農地集積を進めてまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、都市整備課所管の業務について申し上げます。まず、富岡都市計画用途地域の直しについてご報告いたします。本町の都市計画用途区域は、昭和60年3月に都市計画が決定され、秩序ある土地利用の誘導による土地利用の促進と良好な都市空間の形成に大きく寄与してきたと評価しております。しかしながら、震災、原発事故による社会情勢の変化や土地利用動向の変化などにより、現在の用途地域の設定による土地利用の誘導を全体的に検証することが必要と認識しますので、まずは今年度下半期において現況基礎調査を行い、見直しの必要性の確認や見直し対象区域の抽出などをしてまいりますこととしております。用途区域の見直しにつきましては、用途区域がまちづくりの基本となるも

のであることをしっかりと認識し、議会を初め、広く町民皆様のご意見を伺いながら、丁寧かつ慎重に検討を重ねてまいります。

次に、富岡産業団地整備事業についてご報告いたします。令和2年度末の完成を目指し本年2月に工事に着手いたしました整備工事につきましては、長梅雨の影響により造成工事に若干のおくれが生じましたが、先月の好天によりおくれを取り戻しつつあり、また進入道路となる国道や県道の拡幅改良協議も整うなど、今年度末の一部先行供用に向けて着実に進捗しております。引き続き一層の工程管理に努めながら安全に工事を進めてまいります。

次に、JR夜ノ森駅東西自由通路の整備についてご報告いたします。本自由通路につきましては、11月末の通路橋梁の架設を目指し各種工事が順調に進捗しております。来年早々からは、西口広場の1次造成や東口のスロープ設置などの工事に着手することを予定しており、JR常磐線の全線開通にしっかりと備えてまいります。なお、町内においては各種工事が重複して行われておりますので、適切な交通規制などにより安全最優先の工事実施を請負者に求めております。工事箇所近くを通行される際にはご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、教育総務課所管の業務について申し上げます。まずは、町立小中学校についてご報告いたします。町立小中学校は、先月21日より第2学期が始まりました。新学期には富岡校に1名の新たな仲間が加わり、富岡校27名、三春校19名の児童生徒は変わりなく元気に通学することができております。子供たちは、夏休み期間中の11日間の登校日を活用して、地域の皆様の協力を得た水泳や学習指導、モザイクアートの製作などに参加し、成長の大切な時期を有意義に過ごしたものと大変うれしく思っております。改めて、これら登校日の活動にご協力をいただきました皆様に感謝申し上げます。今後とも子供たちを地域と学校の協働により守り育てていく活動をしっかりと推進してまいりますので、議員の皆様のご支援をお願いいたします。

次に、生涯学習課所管の業務について申し上げます。まず、アーカイブ施設整備事業についてご報告いたします。4月に着手しました造成工事につきましては、進捗率60%と順調に工事が進められており、7月に調達いたしました建築工事につきましても、11月からの工事着手に向け資機材の確保などの準備が進められております。なお、建築工事の着手に先立ち起工式を予定しております。準備が整い次第議員の皆様にご案内を申し上げますので、ご臨席を賜りますようお願いいたします。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。今定例会には、報告案件3件、人事案件1件、条例の一部改正案件6件、条例の廃止案件1件、認定案件1件、工事請負等の契約案件1件、工事請負等の変更契約案件1件、平成30年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定など決算認定案件9件、令和元年度富岡町一般会計歳入歳出補正予算など補正予算案件9件の計32件の議案を提出しております。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願い申し上げます。町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（塚野芳美君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

○一般質問

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

まず、7番、遠藤一善君の登壇を許可いたします。

7番、遠藤一善君。

〔7番（遠藤一善君）登壇〕

○7番（遠藤一善君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づきまして大きく2件の一般質問をさせていただきます。

まず第1であります。高齢者ショートステイ事業についてであります。町内に居住している高齢者のみの世帯、それから高齢者と一緒に住んでいる世帯が数多くあるわけですが、どうしても現在、デイサービス事業はなされているわけですが、いろいろなことがあったときにちょっと1日、2日宿泊で預けられるショートステイの事業がまだ再開されておられません。先日の全員協議会でもこの後の福祉の特別養護老人を含め話があったわけですが、やはりまだちょっと先になるという状況を考えますと、高齢者世帯を安心して見ていくためにはショートステイの整備がどうしても必要と考えております。これからの町内の福祉の向上を目指すためにどういうふうな考えで進めていこうと考えているのか、町の方針をお伺いいたします。

続きまして、第2、夜の森地区の復興再生計画についてであります。（1）といたしまして、現在特定復興再生拠点の再生に向けまして、企画課が主体になりまして町民とのワークショップが開催されております。その中で、特に復興再生計画の中におきまして、人と桜の共生ゾーンということで位置づけをされました夜の森地区の計画の進捗状況をお知らせいただきたいと思います。

続いて（2）であります。この中で夜の森公園というところは皆さん、町民全てが桜の中心地としての位置づけと、誇りを持った富岡町の施設だったと考えております。その中で、今後のことを考えますと、夜の森公園を人工芝の多目的広場に整備しまして、そしてなおかつ夜の森公園の北側に位置します桜通りの桜並木、中心部の夜の森公園、そして西側に位置する桜の通りも含めたりリフレ富岡というところを一体化して、観光拠点としておのおのではなくて整備していくということが必要ではないかと考えております。リフレの状況に関しましては、ただいまの町長の町政報告にもありまして、検討課題になっているということですが、同じように単体として考えていくのではなくて一体化して、春だけの富岡町の桜の観光としてではなくて年間を通じて夜の森の公園を使っていけるような考えに基づくことが必要だと考えておりますので、ぜひ町の考えをお聞かせいただければと思います。

以上大きく2点、よろしくお伺いいたします。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君の一般質問について、町長の答弁を求めます。
町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 7番、遠藤一善議員の一般質問にお答えいたします。

1、高齢者ショートステイ事業について、(1)、町内高齢者居住世帯のさらなる福祉向上を目指し、早急にショートステイ施設の整備を進めるべきと考えるが、町の方針はについてお答えいたします。

議員ご質問の短期入所生活介護、通称ショートステイは、要支援または要介護の介護認定を受けた方が介護老人福祉施設などに短期間入所し、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられる介護及び介護予防サービスとなります。また、町内居住者に占める65歳以上の方の割合は、8月1日時点で1,085人中337人で、31%となっており、そのうち要介護認定を受けている方は56人、要支援認定を受けている方は15人で合計71人となり、町内に居住する65歳以上の高齢者の21%に当たります。町といたしましては、高齢者が要介護状態となっても可能な限り住みなれた町内で安心して日常生活が継続できるよう、また介護保険サービスの需要も高まっていることからさらなる福祉の向上を図るため、令和3年度中の開所を目標に、特別養護老人ホームを備えた共生型サポート拠点施設の整備を進めております。ショートステイを含めた今後の福祉サービスの提供においては、この共生型サポート拠点施設を中心に構築してまいります。なお、開所までの期間につきましては、近隣施設のショートステイを案内するなど、介護サービスに支障を来さないよう対応してまいります。

次に、夜の森地区の復興再生計画について、特定復興再生拠点区域再生に向け、町民とのワークショップが開催されているが、特に復興再生計画において人と桜の共生ゾーンに位置づけている夜の森地区の計画の進捗状況はについてお答えいたします。特定復興再生拠点区域全体の整備については、関係者が連携して迅速かつ継続的に対応し、本計画を推進する特定復興再生拠点整備推進会議を設け、除染やインフラ整備などの全体工程を確認するなど、当該区域の再生を進めております。ご質問の中の町民とのワークショップにつきましては、特定復興再生拠点区域における拠点整備アクションプランの策定に向けて県内3カ所で開催し、再生、発展に向け、暮らし、にぎわい、健康の3つのキーワードを提供し、意見交換をいたしました。一例をご紹介しますと、夜の森地区内で完結する生活環境、公共交通機関の充実と交通網の整備、年間を通じて観光客が訪れる仕組みづくり、リフレ富岡が有する機能の回復、健康遊具、健康ウォークコースの整備、福祉施設の充実を求めるとご意見などが交わされており、世代や地域によって、または同じ地域における住民間においても多種多様でありました。町といたしましては、当該区域の再生に向け、町が提示した3つのキーワードについては、おおむね理解を得られたものと考えられることから、これらの考え方を基本に、寄せられた意見を計画に反映できるよう、年度末までに拠点整備アクションプランの策定を目指してまいります。

次に、(2)、夜の森公園を人工芝の多目的広場に整備し、桜通り桜並木、夜の森公園、リフレ富岡を一体化した観光拠点として整備すべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。夜の森

地区においては、以前より桜だけでなく年間を通じて観光客が訪れる観光拠点の整備が求められており、町民とのワークショップでも同様の意見があったところです。これまでは、観光拠点として桜並木、夜ノ森駅のツツジ、リフレ富岡を中心に夜ノ森駅前のトイレや遊歩道などの面的な整備を進めてきたところです。夜の森公園につきましては、春の訪れを楽しむ桜まつりのメイン会場として、また家族そろっての遊びの場やご高齢者の憩いの場など、幅広い年齢層から多目的に利活用される場であり、夜の森公園整備は当該区域の再生に向けて必須なものと考えております。ご提案いただきました人工芝につきましては、さまざまある整備手法の一つであり、今後の維持管理なども含め、検討したいと考えております。また、桜並木、夜の森公園、リフレ富岡を一体化とした観光拠点の考え方に加えて、夜の森つつみ公園や夜ノ森駅構内のツツジも視野に入れつつ、観光拠点として検討しておりますが、整備に関する復興予算の協議や関係者との調整、そして持続可能な町財政の運営などを考慮し、議会を初め多くの皆様のご意見を伺いながら、総合的に判断し整備方針を決めていきたいと考えております。町といたしましては、夜の森地区を象徴する観光拠点の再整備が特定復興再生拠点区域内のにぎわいを牽引し、未永く人々から愛される地域となるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 11時15分まで休議いたします。

休 議 （午前10時59分）

再 開 （午前11時12分）

〔12番（高橋 実君）復席〕

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

7番、遠藤一善君の再質問に入ります。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） ご説明ありがとうございました。

まず初めに、ショートステイの件なのですが、答弁の中でとりあえず令和3年度のサポートの拠点ができるまで近隣施設等との連携を図っていくということだったのですけれども、近隣施設というところは大体どの辺のところ具体的に今ショートステイが受け入れられる状態になっているのか、ちょっとわかたら教えていただきたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、今のご質問、お答えさせていただきます。

近隣施設ですけれども、現在のところ富岡町民でショートステイを利用されている方、町内在住の方で8名いらっしゃいます。その8名の方につきましては、特別養護老人ホームで川内村の施設と榎葉町の施設、それからいわき市ですが、広野と久之浜の間にある施設なのですが、そちらの施設、それと田村市の施設、4施設で受け入れをお願いしている状況でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 現在は8名ということで、4施設で8名を受け入れていただいているということなのですが、高齢者の世帯ですので、一年一年状況が変わってくると考えるわけですが、できれば町内にも1つ、大人数でなくても、1人でも2人でも受け入れてもらえるところがあるとまたそちらのところがいっぱいというか、そちらのところへスムーズに入れられないときに選択肢が広がるのかなと思います。そこで考えたときに、今現在デイサービスがなされているわけですが、デイサービスの施設も大分いろいろ施設が整っているわけですが、あそこの中で、状況はともかくとして、スペースとしてあそこでショートステイが可能なかどうかというのは把握されていますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 今議員おっしゃっていらっしゃったのは、恐らくデイサービスセンターもとまちのことかと存じます。もとまちでも今デイサービスを行っておりますが、既存の施設を活用しまして、宿泊機能を持つサービス提供に展開していきたいという話は伺っております。町といたしましても、議員さんもおっしゃっていられたように、町内福祉の充実ということは非常に大事なことだと考えておりますので、民間業者ではありますが、今行っております伸生双葉会がそういったショートステイ的な事業を展開していくというのであれば、町といたしましてもできる限りの協力はさせていただきますと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 事業者の意向というところも確かに今までの特別養護老人ホーム等の整備に向けてのところでは議会でもたびたび話が出ていて、なかなか大変だということは承知しているのですが、やはりこのサポート拠点ができるまでの間のことを考えますとショートステイを、向こうから来るのが本来の話だとは思いますが、町側からショートステイ、町側から言うということは指定管理とかいろいろ含めて予算がかかってくることだとは思いますが、町からデイサービスだけでなくショートステイもちょっと先行的にできないかというような働きかけということはないものなのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 即答はできかねますが、やはり民間事業者でもございますので、町と民間事業者との協議の場は幾らでも設定したいと存じております。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） やはり少しずつ環境がよくなっていく状況がないと最終的にサポート拠点ができ上がったときに、でき上がってからやっぱりそういうことでまた町内に戻ってきたりとか、安心

して町内で暮らせるということで、高齢者を町内に帰還させるということも含めて、やはり気心の知れた皆さんが前々から知っているところということは非常に重要なことだと思いますので、ぜひとも早い段階でデイサービスもとまちの運営をしています伸生双葉会と話し合いを持っていただければと思うのですが、ぜひとも早急な話し合いをということでお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ありがとうございます。現在のところ、1カ月に1度程度は協議はさせていただいておりますが、担当レベルではもう少し多く職員さんもいらっちゃって、窓口での対応になりますけれども、いろんな話をさせていただいております。つきましては、今後きちんとした場で協議を進められるようにお互いにやっていきたいと存じております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） ぜひともよろしく願いいたします。ショートステイはどうしても必要だと思っておりますので、粛々と進めていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。これで1番のショートステイ事業については終了いたします。

続いて、2番の夜の森地区の復興再生計画なのですが、先ほど話がありましたように、いろんな形で夜の森の再生計画が進んでいるということでもあります。多岐にわたり、しかもなかなか難しい問題だというのは重々承知しておりますが、復興計画の中で、復興計画の整備の必要性のところでも人と桜の共生ゾーンというのは桜を主とする事業の展開とはなっているわけですが、そこにやはり良好な居住地域の再生ということも一緒に書かれております。観光の交流だけではなくて良好な住居環境をつくっていくというのは非常に、もとの住民が戻ると言っている、実際にアンケートとか、そういう住民意向調査なんかでも少ない中で、やはり目標に向かって進めていくためには良好な住居環境、そして桜の再生というのが非常に重要だと思います。計画を進めているということなのですが、ある程度中間での提示というのは考えているのかちょっとお聞かせ願います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ただいまありました整備アクションプランの件でございますが、年度内の策定に向け、鋭意今進めているところでございます。中間報告という形になるかと思いますが、年内には一定の形で議会等で説明をさせていただければというふうな形で現在進めているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 完全に決まってしまう前に、本当に最初の計画に近いような状態でこの帰還困難区域の中の計画ということだと思いますので、ぜひとも年内にはということですが、本当に素案ができたぐらいで、まだ計画で方向性が決まったぐらいで、一度議会にも説明をいただければと思う

のですが、その年内ということというか、大きく決まる前に方向性ということで議会に今言った形のものを説明受けるということは可能でしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 大きな方向性ということということで先に提示せよということでございますが、一方で提示する前にはその実現性ということもしっかりと踏まえなければいけないと思っています。やはり構想、夢という形で掲載した結果、そこに充当するような財源確保というのが難しいということもありますし、現実的に関係者との協議というのが重要かと思っておりますので、その部分を一旦整理しつつ、一定の方向が見えた段階でご提示をさせていただければと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 住民の意向、帰る人の意向、たくさんいろいろあると思うのですが、今課長が話しされましたように、財源の確保というのは一番重要なことになってくると思いますし、計画したことによってどれぐらいの効果が出てくるのかということもPRの中でやっていかなければいけないことだと理解しておりますので、ぜひとも、財源の確保も重要ではありますが、大きな流れの方向性のところで説明をいただければと思います。

続いて、(2)の桜の並木と夜の森公園とリフレの一体化ということであります。夜の森公園を人工芝の多目的広場というのは、やはり今は、もともと芝生になっておりまして、最終的には野球場とまではいかないですけれども、公園のような形で終わっていますが、途中長い夜の森公園の年月の間には野球場になったり、いろんな形で進んできたかと思うのですけれども、特定のそういうところというよりは、メンテナンスのことも含めてやはり桜まつりのときのメインの会場として使えるような形で人工芝という多目的の形が必要なのかなと考えております。それと同時に、夜の森公園全部を当然人工芝にするということを言っているわけではなくて、やはり夜の森公園の中そのものももうちょっと計画を練って、広場、そして広場から見える桜並木、リフレというような形で整備を進めていったほうがいいかなと思うのですけれども、その辺のところに関しましてまずは桜並木と公園の一体化というところで考えていったときに、今のように桜が大分老朽化してきていることもありまして、公園の中の桜並木というような位置づけの方向性で考えていくということも必要なのかなと思うのですが、その辺に関してはどんなような方向性で今進んでいるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 桜並木と夜の森公園の一体化ということでご提案いただいたところでございますが、まずは公園の北側、桜通りに面している部分におけるフェンス等については全て撤去し、その一体的な空間づくりというのは努めていきたいと思っております。なお、ただいま公園の中にある桜並木ということでございますが、具体的に町道が走っている中の公園でございます、近く、町道と公園と分けておりますので、そこは少し議論が必要かと思っておりますのでございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 桜が老朽化して、大分樹勢が衰えている部分もあります。桜並木というのはやはり下を歩けるといのが、あそこの場合は、二中のところもそうですが、やはりあのトンネルの中を歩いて、トンネルの下でまたいろんなイベントがあるということが観光としては非常に重要なことだと思いますので、ぜひともその辺も進めて、検討していただければと思います。

それから、人工芝にしたことを考えることによって、いろんな形でその公園が使えると思うのです。先ほども話ししたように、松風苑という、野球場だったりしたこともあったわけですが、町全体として考えれば合宿センターの整備とか、そういうことも考えているわけなのですが、そういうときに夜の森公園の人工芝のところではいろんなスポーツの練習をしたりとか、そういうことも可能になってくると思うのですけれども、そういうことで春だけではなくて年間を通じてなるべく多くの人に使っていただけるようにと考えているわけですが、その辺に関して連携という形、当然町でも市内の連携ということは言っているわけですが、そういうことでスポーツとしての利用価値というのもあると思うのですけれども、その辺に関しては検討されていますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ワークショップの中でも意見上げられたとおりでございますが、やはり近年でいいますと健康という視点で多くの意見が寄せられております。先ほど委員会資料もちょっと拝見させていただいたところ、健康カレッジや健康料理関係だと約200人がご参加いただくほど健康に関しては皆さんかなり関心を持たれているという部分があり、その中の一つとして体を動かすスポーツという部分があるかと思えます。当初議員からのご質問は、その人工芝というのは全面と受けとめておいたために町長答弁のとおりとなっておりますが、一部という形になればその規模感なり、その場所もあるかと思えます。また、あわせて夜の森公園と近隣にありますつつみ公園についても同様な公園でございますので、そちらも視野に入れながら少し検討しなければいけないかと思っております。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 夜の森公園の芝生に関しましては、多々検討していただければと思います。

それから、今度は西側の、今南側のつつみ公園の話もございましたが、私では一般質問で南側のつつみ公園のことは出しておりませんでしたので、今回はそちらの質問は控えさせていただきます。西側のリフレ富岡のところなのですが、ここは公園とリフレ富岡の敷地の間に住宅地が重なっておりまして、今の現状で一体感ということですねなかなかないわけですが、ここを一体感を持ってリフレ富岡の検討を今しているところですので、そのままの再開になるのか、新たなリフレ富岡になるのかはおいておいたにしても、やはり新たなリフレ富岡ということを考えてときに、公園とリフレ富岡のところもう少し一体性を持って、健康増進も含めて進めていったほうがいいかなと思うのですけれども、その辺の民間の土地に関しては何か考えがございませうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） まず、リフレ富岡が立地する場所につきましては、前身の民間施設があったときからその土地に関する思い入れというのは十分皆さん持っているかと思っております。その土地と、それから夜の森公園の一体的な整備となれば、今ほどご質問あったとおり、民家、それから店舗等があるところの場所が重要なポイントかと思っております。近年ですと、公園に近い駐車場というのが大変好まれておまして、特に高齢者、または小さい赤ちゃんと遊ぶにはやはり公園に近いところがあると便利だと、そういう場所にかなり好まれていると伺っております。そういうことも踏まえながら、また皆さんの住居でございますので、その方々の意向もしっかり踏まえながらという形になるかと思いますが、尊重すべきはやはり民の考え方だと思っておりますので、その点も含めながらその一体的な整備は考えていきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 帰還困難区域ということで、やはり夜の森のイメージというのは非常に厳しい状態にあるというのは重々承知しておりますし、町民の方もそういうふうな方が多いのもわかっております。ただ、だからといって全員が夜の森に戻らないと言っているわけではなくて、やはり夜の森に居住をしたいと言っている人もアンケートの中でもいずれは戻りたいということがあるわけで、この復興拠点の再生計画の中でいくとまだ解除までは数年先の期間があるわけですけれども、富岡全体を考えてもやはり夜の森の桜というところ、夜の森の公園というところは非常に重要な地域でありましたので、少し大胆な発想で再生を進めるというのも必要になってくるかと思うのですけれども、新たな夜の森公園エリアの再生ということで考えていきますと、非常にいろいろ今課長が答弁したように問題はありますけれども、ぜひともそういう形で新たなインパクトのある、避難指示の解除に目指したときに夜の森公園の再生というのを大きな目玉として進めていただきたいと思うのですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） これまで帰還困難区域の再生に向けてという形で住民意向調査もしくはワークショップ等々でさまざま皆様とご議論を交わさせていただきました。その中で、やはり桜というキーワードは外すことはできず、後世に残したいというポイントも約8割の方々が桜並木や公園等々で挙げられているところでございます。しかし、そのワークショップの中で、3会場で作らせていただきましたが、総じてちょっと私の個人的な感想といいますと、皆さん口にするのはそつと避難指示解除を迎えたいというような趣があり、ハード整備云々よりもまずはそちら、皆さんが戻りたいというお気持ちを尊重し、しっかりと生活関連サービスを充実していくことが先に進めるべきだと思っております。また、議員のありましたその大胆なという点、また新たな発想でということは当然のことながら、将来を見据えた発展に向けては必要な案件でございますので、しっかりこちらは検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 富岡町全体の解除をするときにも大変だったわけですがけれども、やはり帰還困難区域というところを解除するというのは非常に大変だと思います。住民の気持ちもさまざまございますけれども、やはり町全体を考えていったときに夜の森公園と桜というところは非常に重要になってくると思いますので、ぜひともこの辺のところを、もとのあったものを戻すということだけではなくて、やはりちょっとそれよりも一歩、二歩進んで、夜の森公園ここにありきではないですが、夜の森公園とそこの桜のところをまた東北一、日本一の公園として使って、そしてその周辺にまた人が戻ってくるというような住環境の整備をしていただきたいと思いますので、ぜひともそういう形でちょっと進めていただければと思いますので、途中経過も含めましてぜひとも夜の森のこの再生拠点区域につきましてはいろいろ検討していただければと思います。

ちょっと最後難しいところで終わってしまうのですが、検討をしていくという回答をいただきましたので、私の一般質問はこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

続きまして、5番、堀本典明君の登壇を許可いたします。

5番、堀本典明君。

〔5番（堀本典明君）登壇〕

○5番（堀本典明君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして2点質問させていただきます。

1、再生可能エネルギー推進について、(1)、町内ではメガソーラー発電所が4カ所稼働し、再生可能エネルギー供給に貢献しております。東日本大震災以降は再生可能エネルギーへの期待が高まっている現状で、今後も町は再生可能エネルギーの推進に力を入れる必要があり、家庭用ソーラー発電の普及、エネルギーの地産地消の観点からも電気自動車の普及促進等、町と町民が一体となった取り組みができるシステムが必要と考えておりますが、町の考えをお聞かせください。

2、教育環境の整備について、(1)、現在町内で児童生徒が学ぶ富岡第一中学校の体育館につきまして大規模改修、改築等の老朽化対策が必要ではないかと考えておりますが、町の考えをお聞かせください。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 5番、堀本典明議員の一般質問についてお答えします。1については私よりお答えし、2については教育長よりお答えいたします。

1、再生可能エネルギー推進について、(1)、町内ではメガソーラー発電所が4カ所稼働し、再生可能エネルギー供給に貢献している、今後も町は再生可能エネルギーの推進に力を入れる必要があり、

家庭用ソーラー発電の普及、エネルギーの地産地消の観点からも電気自動車の普及促進など、町と町民が一体となった取り組みができる仕組みが必要と考えるが、町の考えはについてお答えいたします。なお、再生可能エネルギーには、太陽光や風力、地熱などさまざまありますが、主に太陽光発電に関する答弁とさせていただきます。

県が策定した福島県再生可能エネルギー推進ビジョンでは、2040年までに1次エネルギー需要量100%を再生可能エネルギーとするとしており、当町においては環境への負荷が少ない低炭素、循環型社会の実現を目指し、住宅用太陽光発電システム設置費の補助制度や首都圏への電力供給基地の設置など、再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでおりました。住宅用太陽光発電や電気自動車の普及促進などによるエネルギーの地産地消については、過去にも役場内で検討を進めた経緯がありますが、町内において除染や建物解体工事が進行中であり、多くの町民が町外生活を送っていることなどから、現状においては町が積極的に取り組むまでの状況ではないと考えております。しかしながら、近年、地球温暖化が原因と言われる自然災害が全国各地で多発しております。大震災を経験した我が町は、持続可能で環境に優しいエネルギーについて決して他人事としてはいけないと考えており、単なる売電にとどまることなく、蓄電設備の普及や電気ステーションの整備、近代的なエネルギー供給などを検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

〔教育長（石井賢一君）登壇〕

○教育長（石井賢一君） 2、教育環境の整備について、(1)、現在町内で児童生徒が学ぶ富岡第一中学校の体育館について大規模改修、改築等の老朽化対策が必要と考えるが、町の考えはについてお答えいたします。

富岡第一中学校体育館は、昭和47年2月に建設された築47年の建物であり、鉄骨づくりの耐用年数34年を優に超え、ご質問の大規模改修、改築等の対象となる建物であります。本体育館はこれまで平成10年に耐震工事を行い、平成29年には学校再開に向けた災害復旧工事を行いました。この災害復旧工事においては、地震による被害を受けた箇所を主として、あわせて長期不稼働による劣化箇所、また防災機能を強化すべき箇所について改修を行ったところであります。加えて、本年3月には床全面の研磨塗装工事を行い、建物の安全性については現時点で支障がないものと考えております。したがって、直ちに大規模改修、改築等は行わないものの、老朽化対策、建物の長寿命化を図るため、今後も適正な維持管理を行い、劣化を未然に防ぐための細かな修繕などを適宜行ってまいります。体育館、校舎等よりよい環境の提供は、教育内容の充実と同じく重要なことであり、子供たちが安心して楽しい学校生活が送れるよう最善を尽くしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。まず、1番の再生可能エネルギー推進についてからいかせていただきます。

震災前から発電地域という場所であったために、震災後もそのインフラの整っていることもあってメガソーラー発電、比較的進出しやすい環境であったと思います。町の関与にかかわらず、現状この再エネ促進というもの、これだけ太陽光が広がっているということは、やはりそういったものをうまく利用しながらそういった再エネを推進していくという姿勢が非常に必要だと思うのですが、そのあたりのお考えはどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 町長答弁にもありましたとおり、町においても再エネを推進していくという姿勢には変わりはありません。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 今後ということになるかと思いますが、こういった形でその推進の動きを出していくのか、もし何かしら考えがあればお知らせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 再エネを推進していくに当たっては、平成16年度に要綱等を制定いたしましたその住宅用太陽光発電の補助でございますが、こちらにつきましてはまず16年から22年度に1回改正し、またさらに23年、ちょうど震災の直前でございますが、改正して、その執行期間が28年の3月で切れているところでございます。そのようなこともあり、太陽光について避難指示解除する前に庁舎内で議論を深めたところでございますが、町長答弁のとおり、解体等が進んでいる中、今やるべきではないのではないかと考えてございます。とはいえ、現在その住宅用太陽光発電に関しましては年々生産量がふえ、安価に購入する、それでも100万単位という大きなものでございますが、価格は水準になってきている。それを受け、国の補助についても2019で終了という形を受けております。国が先導してきた再エネ事業でございまして、各県、各自治体においても応援しているところでございますが、近年は住宅に関する売電するだけでなく自分で消費していく、まさにゼロエネルギーという形で動いているところでございますので、しばらくその状況を見ながら動いていきたいと思えます。直近の情報でございますが、ことしの5月から国においてもその蓄電に関する補助がスタートいたしましたり、県においてもこの11月からスタートするような動きもございますので、そこら辺もしっかり見きわめつつ、町の状態に合わせて検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 国や県がいろいろとそういったものを推進しているのは私も知っておりますが、町として、何で今回こういった質問をさせていただいたかという、やはり太陽光発電が町主導、民間主導にかかわらずこれだけ、この町の中で4カ所も発電をしておいて、またもう一カ所、民間であると思えますが、来年度あたりにまた稼働されるのかなと思っていて、そういった既存の施設をう

まく利用しながら町としてもそういうのは取り込んで、それをもっと広げていくみたいな動きを出してというのが政策の一貫性が出てくるのかなと思ったので、今回こういったご提案をさせていただきました。そういった推進をして取り組んでいきますよというのはわかるのですが、どの程度になるのか、町としてそういうのが一つの柱としてやっていけるかどうかというのはどういうふうなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 確かにメガソーラー関係、それから民の動きも盛んでありまして、町内では太陽光発電等について進められているということでございます。こちらにつきましては産業用という形でありますので、やはり町と町民とその事業者という形が一体となることについては若干ちょっとニュアンス的には異なる部分かなと考えてございます。ただし、その取り組みについては電気ではなく売電益を介して地域振興にという形になっておりますので、間接的ではありますが、そういう形で一体に取り組んでいければと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。まさしく今回提案させていただいて、町民の皆さんも一緒に取り組んでいただければ物すごく町として一体感が生まれるかなというところがあって、それにその太陽光が今これだけあるので、それをうまく利用していければいいなという思いはあります。もちろん今売電益からいろいろと、寄附をいただいたりとか、町の運営にもすごくいいことになっていくかとは思いますが、それと町民の皆さんにも何か還元しながら一体となってやっていただければいいなというふうな思いがあります。やはりこれから化石燃料が、石油とかそういうものがなかなか枯渇してくるのではないと言われて、電気自動車、EVその他、ハイブリッド車などの普及がすごく進んできていると思うのですが、そういった中で県では電気自動車の充電が無料の場所があったりとか、そういったものがあってすごく普及に取り組んでいると思うのですが、町でも例えば公用車に電気自動車を導入するとか、そういったところで少し普及の意識を町民の皆さんにも持っていただくような動きができないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 電気自動車ということもありましたので、EVステーションについて若干調べさせていただきました。残念ながら、今郡内で電気ステーションと言われているのが大熊町役場に設置しているところ1カ所のみでございます。国道6号で、これだけ往来が激しいところでステーションが1つしかないというのもちょっと問題があるのかなと考えておりますし、近年そういう問い合わせも多々上げられてございます。その設置費用等々について若干調べさせていただいてございますが、設置費に関しては大体1,000万円ぐらいかかるという話を伺っておりますし、化石燃料という話もありましたが、充電時間も30分程度ということもありますので、その充電している間に何をすればいいかということもちょっと考えなければいけないと考えてございます。とはいえ、公共用施設

等については国にも国の補助という形で、3分の2程度だと思いますが、結構手厚くご支援等をいただくような話もありますので、役場庁舎になりますとまた総務課とも話はしなければいけない部分がありますが、積極的にその普及については町としてもしっかり考えなければいけないと思っております。

○議長（塚野芳美君） 総務課長、あるのですか、ないのですか。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） エネルギーの地産地消という観点から町の将来に向けた重要な取り組みということの一つとして電気自動車を積極的に導入する、普及するという取り組みを町が積極的に関与すべきではないかというようなご質問だと思います。ご質問の趣旨はそのとおりだと思います。現下の状況において、電気自動車の価格については大分下がってはきておるものの、まだまだ高価な状態、それから先ほど企画課長も申し上げましたように、供給するための基地というものについてはまだまだ普及していないという状況でございます。これについては、国や県の動きをしっかりと見定めながら、町としてもそのことが、例えば公用車を電気自動車にすることによって普及の促進になったり、町民の皆様へのPRになったりというところであれば我々もしっかりそのところは取り組んでいかなければならないと考えますが、今のところ早急にそのような取り組み、公用車を電気自動車にするというようなことについては、今のところ申しわけないですが、考えの中にはないという状態でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。電気自動車の導入、公用車も更新の時期とかもあると思いますので、もちろんいろいろなタイミングとか周りの状況を見ながらになるかと思いますが、そういったところも少し視野に入れながら検討していただきたいなという思いです。この震災で、放射能汚染のイメージというのは町内すごくまだまだあると思います。そのイメージ払拭をするためにも、その環境対策に取り組んでいるという姿というのは一つのアピールになるのではないかなと思うのですが、そういう意味で取り組みをしていくということですので、そこはそういった思いを持っていただけているのかなと私は考えます。そういった放射能イメージを払拭しながら環境対策をしているという思いがだんだんには住民の帰還の促進であるとか、あと新しく富岡に住んでみようと思えるような人がふえてくれればいいなというような思いもありますので、どうしてもこういったことをやっていくというのは町だけではなかなか難しいですし、いろんな事業者さんであるとか町民の皆さんにも理解していただきながら、協力していただきながらやっていかないと一つの大きな流れにならないのかなと思っておりますので、これから取り組んでいくよということですが、何か方策を立てて、補助金だけでいいのかというのはまた別問題だと思いますし、例えばこれは実現可能かどうかかわからないのですけれども、今の太陽光発電のところで少し充電ステーションをつくってもらって、格安な

のか、無料なのか、例えば町民だったら使えますよみたいなのがあったりするのもいいのかなという
ような思いもありますので、そういったところまでぜひ検討していただきたいと思うのですが、い
かがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） さまざま今ご提案、それからアイデア等いただいたところでございます
ので、まさに総務課長答弁のあったとおり、今ちょっとそのタイミングはどうかということもありま
すので、そこら辺もこれを契機に検討し始めるということも必要かと思えますし、またその環境につ
いては当町のみならず、これは全世界と大きな話になっていきますので、国際社会ということも一つ
町としても慎重に検討してまいりたいと考えています。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。私今環境対策と、もちろん全世界的な地球温暖化と
いう話もありますけれども、やはり放射能汚染のイメージ払拭のためにも少し一つの役割を果たすの
ではないかなという思いでありますので、検討していただけるということですので、ぜひそういった
地域になってくれればいいのかなど思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、では体育館、教育環境の整備の再質問をさせていただきます。先ほど教育長から築47年とい
うようなお話がありました。私なぜ今回この質問をさせていただいたかといいますと、校舎入らせて
いただいて、すごくきれいになったなど、多分築30年以上たっていると思うのですけれども、非常に
きれいになったなどというような感じがしてしまして、それで体育館に行くとか何かちょっとまだ、きれ
いに直ってはいるのでしょうかけれども、ちょっと暗かったりとか、そういう何か私が中学生のときか
らあった体育館のイメージがまだちょっと拭えないものですから、ぜひそういったところで新しくし
てあげたほうがいいのかという思いです。例えば震災前に富岡の第二小学校の体育館建てかえがあ
ったと思いますけれども、あの建てかえたときの建てかえ前の体育館の築年数は何年ぐらいで建てか
えられたのかというのをちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 午後1時まで休議いたします。

休 議 （正 午）

再 開 （午後 零時56分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

午前の堀本典明君の質問に対して答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 1つ前の体育館でございました。二小体育館でございますが、昭和
42年の3月に完成し、17年の3月に取り壊しておりますので、38年使用した建物になっております。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。先ほど一中の体育館は築年数47年ということでございましたので、二小の建てかえ時期が38年であったということであれば建てかえてもおかしくないような状況なのかなという感じがします。これはちょっとわかるかどうかはあれなのですが、学校の体育館の大規模改修とか改築というのが例えば全国平均でどのぐらいのスパンでやられているかというのがもしわかれば教えていただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

第二小学校体育館につきましては、鉄骨づくりということで、それらの全国平均が体育館においては42年となっております。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。学校再開前に大規模というか、ある程度安全に使えるようにということで改修されているのもわかっていますので、また近々になかなか費用を出してまでというところもあるかとは思いますが、その全国平均を聞くなり二小の改築が行われた年数を聞きますと、もう47年ということで一中の体育館も大規模な改修であるとか、改築なのか、そういったところも見据えてやってもいいのかなという感じは私します。やはりちょっと古いなという感じがしているのと、少しちょっと暗いようなイメージもありますので、今後長寿命化対策というようなお話もあったのですが、そういったところもきちんと視野に入れながらそういった計画を立てていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） ありがとうございます。おっしゃるとおり、すぐに改修、改築というのは現状においては今のところ考えてはおりませんが、現代の波であります長寿命化対策、こちらでは、その事業の中には省エネ化であったりですとかエコ化、それからユニバーサルデザイン化なども長寿命化の一つであると言われておりますので、そういった部分で今後適正な維持管理をして、監視をしていながらそういった部分着目して、その必要な工事の際に雰囲気的にも明るいというところで安全性、快適性という面にこだわって今後維持管理を行ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。私は、先ほど築年数などでできれば大規模な改修か改築というのを希望はしておりますが、今回改修というか、修繕されて今使われている状況もありますので、急に、ではそういった大規模なことができるかというのは難しいところもちょっと重々周知はしております。やはり使えるものは使えるということも必要であろうし、あとはその中ではただ子供たち学校、校舎はちょっときれいな雰囲気がいいと思うのですが、体育館に入って何か運動している姿を想像するとちょっともう少し明るい環境の中で伸び伸びと学んでいただきたいなと

いう思いがありますので、今回そういったお願いしました。長寿命化などでこれからも改修などされていくと思いますが、その都度、その都度というのがいいのかどうか、もしかすると大規模な改修とか改築というところも全然考えないではなくて、そういったところも視野に入れながら、ちょっとずつ手直し、手直ししていくのではなくて、そういったところもどこかで考えながらやっていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） まさに考え方につきましては議員おっしゃるとおりでございます、改修したとはいえ現時点で既に47年、耐用年数、それから耐用年数以外にも実際に構造上平均的にもつ寿命というのがありますので、そういったことを念頭に置きながら、ふさわしい改修、改築等を行ってまいりたいと思います。お願いします。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。ぜひ子供たちが明るい環境で伸び伸び学べるような環境づくり、我々も協力できればと思いますので、今後検討よろしく願いいたします。

以上で私、一般質問終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） 以上をもちまして、5番、堀本典明君の一般質問を終わります。

続いて、2番、渡辺正道君の登壇を許可いたします。

2番、渡辺正道君。

〔2番（渡辺正道君）登壇〕

○2番（渡辺正道君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして大きく2つ質問させていただきます。

1つは、基幹産業であった農業の現状と今後について。この件に関しては、本年度に入り、6月の定例会、6月とその前の定例会と先輩議員が一般質問しておりますが、重要な案件と考え、私も質問させていただきます。

もう一つは、住民生活を送る上で危惧されている居住環境についてです。

それでは、1、農業振興について、(1)、町長は過去の定例議会において「町の基幹産業でもある農業において、営農再開のみならず、新規参入者等も見据えた環境整備を行っていく」と述べている。これらの現状と今後についてお伺いします。また、農地の遊休化、荒廃、耕作放棄地の対策についてもお伺いします。

(2)、東京農工大学院と地域連携に関する協定を結び、次世代につなげる農業復興に連携して取り組むとしています。今後どのような事業を具体的に行っていくのか伺いたい。

(3)、この件に関しましては農業用語を取り違えまして、実証試験という記載になっておりますが、この件に関しては試験栽培、実証栽培、両方を含めた答弁をいただけると助かります。(3)、震災以降行われてきた農業関係の主な実証試験の結果を検証すべきと考えるが、それらの結果と現在当

町の各事業にどのように生かされているか伺いたい。

大きな2番、除染対策及び町内居住環境について、(1)、避難指示解除区域内で地権者(交渉相手)が不明であったり、地権者同意が得られず未除染の土地、建物はあるのか伺いたい。

(2)、さらに今後管理が行き届かず周囲の環境に悪影響を及ぼしかねない土地、建物の発生が危惧される。空き家対策特別措置法における特定空き家との整合性をどのようにとっていくのか町の考えを伺いたい。

以上です。答弁よろしくお願いします。

○議長(塚野芳美君) 2番、渡辺正道君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

[町長(宮本皓一君)登壇]

○町長(宮本皓一君) 2番、渡辺正道議員の一般質問にお答えいたします。

1、農業振興について、(1)、町長は過去の定例会等において「町の基幹産業でもある農業において、営農再開のみならず、新規参入者なども見据えた環境整備を行っていく」と述べている、これらの現状と今後について伺います、また農地の遊休化、荒廃、耕作放棄地の対策についても伺いたいについてお答えを申し上げます。

町は、営農再開の方針について、当面の再開目標面積を280ヘクタールとして基盤整備や土地改良施設の再整備を行うこと、また米の乾燥調製施設や貯蔵用の低温倉庫を整備することをさきの議会全員協議会において説明させていただきました。本町の農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や後継者の不足に加えて、長期にわたる全町避難により、私は「新規参入者等も見据えた環境整備を行っていく」と申し上げてまいりました。町といたしましては、これまで今後の担い手への農地集積に向けた担い手座談会等を継続的に開催するとともに、基盤整備及び土地改良施設再整備の準備を鋭意進めてきております。また、町内農業者の法人組織化及び営農再開者の補助事業に係る申請手続のサポートや、農業に興味のある町内企業に対する農地取得方法の説明や作付品目の紹介などの農業参入に関する支援を行っております。加えて、福島県や福島イノベーション・コースト構想推進機構からの紹介を受けた企業などに対して、農業、農地の現状の案内を実施しております。今後もこれらを継続しながら、県相双農林事務所、市町村などで構成する相双地域新規就農・企業参入検討会議が行う新規就農希望者向けフェアへの出展による基盤整備後の好条件農地のPRや農業体験型短期研修などにより新たな担い手を発掘するとともに、福島県営農再開支援事業を初めとする各種補助事業を活用、案内しながら、営農再開と農地の荒廃抑制に努めてまいります。

次に、(2)、東京農工大大学院と地域連携に関する協定を結び、次世代につなげる農業振興に連携して取り組むとしている、今後どのような事業を具体的に行っていくのか伺いたいについてお答えいたします。東京農工大学大学院農学研究院と町との地域連携に関する協定は、農業振興、農業収入の安定化と拡大、技術開発や人材育成などに資することを目的として、本年1月に締結いたしました。

協定に基づく活動としまして、スマート農業や緑肥による土壌改良など、本町をフィールドとした研究などを行っております。今後は、学生とともに農作業の効率化と省力化を研究しながら、大学院と連携した生産技術開発に関する人材育成に努めてまいります。また、農業者、大学、J A、町などで構成する協議会を年内に設置する予定であり、この協議会においても農業収入の安定、拡大、農業技術の開発、人材育成、風評払拭などの協議を深めてまいります。

次に、(3)、震災以降行われてきた農業関係の主な実証試験の結果を検証すべきと考えるが、それらの結果と現在当町の各事業にどのように生かされているか伺いたいについてお答えいたします。震災以降の実証栽培は、主食用米、飼料用米、飼料作物などで、農業者、福島県などが実施しております。主食用米につきましては、避難指示解除準備区域が作付再開準備に位置づけられた平成26年産米から実証栽培が可能となりました。これを受け、下郡山地区の生産組合が実証栽培を行い、毎年その面積を拡大してきました。現在の避難指示解除区域での作付は、農家単位でセシウム吸収抑制対策を行い、全量全袋検査を受ける全戸生産出荷管理に位置づけられ、検査により安全性が確認された後に出荷、販売が可能となっており、これまで国の基準を超過した米はありません。そのほか、飼料用米については低コスト、高収益の研究を、飼料用作物については除染後農地の地力の分析と土壌改良方法の検討が県などにより行われております。いずれの実証栽培につきましても、水稻の段階的な面積拡大はもとより、セシウム吸収抑制対策の効果の確認や現在の地力及びその地力での生産物の品質、収穫量の状況の把握、そして堆肥などの散布による地力回復の必要性の検証など、一定の成果を得ております。今後国、県、J A、土地改良区などとの連携を一層密にして、実証栽培で得られた成果を生かしながら、農業振興にさらに注力してまいります。

次に、2、除染対策及び町内居住環境について、(1)、避難指示解除区域で地権者（交渉相手）が不明であったり、地権者同意が得られず未除染の土地、建物はあるか伺いたいについてお答えいたします。避難指示解除区域における除染の未同意数は25件となっております。これまでに少しずつ未同意数は減少している一方で、環境省による未同意の地権者に対する除染同意に関する交渉は継続しており、町も地権者の連絡先調査を行うなど全面的に交渉に協力しておりますが、これらについては同意に至っておらず、土地、建物が未除染のまま残っております。

次に、(2)、今後管理が行き届かず周囲の環境に悪影響を及ぼしかねない土地、建物の発生が危惧される、空き家対策特別措置法における特定空き家との整合性をどのようにとっていくか町の考えを伺いたいについてお答えいたします。一部地域の避難指示解除から2年半が経過しましたが、解除となった地域の中においても土地、建物の管理が十分に行われていないものがあることは承知しております。こうした土地、建物は個人の財産であることから、所有者の方が保全管理に努める必要があるものと考えております。町といたしましては、町内の土地、建物の荒廃抑制と環境保全を目的として、平成25年度よりネズミ取りシートを、平成27年度より除草剤を希望される世帯へ配布しております。また、荒廃した家屋や土地については、空き家対策特別措置法に準拠し、所有者や隣接関係者の間で

連絡がとれるよう調整を図ることや、文書による適正管理の通知を行うとともに、空き家、空き地の利活用を促進する空き家空き地バンク事業にも取り組んでいるところであります。今後は、これらの空き家等の対策を推進するとともに、必要な措置を適切に講ずることができるよう、特定空き家対策計画の策定に向けた検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

まず、1番目に関してですが、答弁の中にあつた営農再開目標280ヘクタールというのは、過日行われた全員協議会、先ほどの当町の町政報告の中にもあつたのですが、まず1つ、簡単です。この営農再開目標面積280ヘクタール、このゴール、何年先を見据えてその目標としているのか。私が読み解いたというか、見た資料では2028年度までの営農再開目標としていますが、それで間違いはないのでしょうか、1つ。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） はい、そのとおりでございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 正直今から9年後ということなのですが、9年後に280ヘクタールの稲作というか、田んぼの再開を目指すということは、この現状の中でこれ10年先、廃炉とは30年、40年ですが、考えたときに遅いのではないですか。また、打つ手はその他何か町としては講じるというか、前倒しは大いに結構なのですが、あと9年先に280というお話ですが、この達成年度をもうちょっと前倒しするであるとか、何らかの努力はお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 目標面積280ヘクタールとしましたのは、これまで農家の皆さんといろいろと座談会等を通しながら、今後の農地のあり方について地図を広げながら出した数字でございます。なお、こちらの面積につきましては、今の高齢の農家の方、それから担い手が不足しているような状況を鑑みながら、農家の座談会の中でもご指導いただきました農業用の乾燥施設とか、各種そういった施設の考えをいただきながら、そういったものを整備する中で今後町としましてはそのほかの担い手の方の、なるべくいろんな企業の方、そういったものも含めながらそういった280ヘクタールまで持っていきたいというふうな考えでございます。ただ、議員ご指摘いただきましたそんな先までということではございますので、私どももそういった農家の方と一緒に座談会を経ながら、新たな作付面積280ヘクタールに到達するように努力してまいりたいという考えでございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） ありがとうございました。決していじめているわけでも何でもなし、意地悪しているわけでもなくて、真摯に僕は質問して、真摯なお答えをいただいていると思っています。

今聞き取りであるとか座談会、調査というお話がありましたが、これは最後にちょっと質問としてとっておきたいのですが、僕聞き漏らしたかもしれませんが、280ヘクタールを目標としているわけですが、この農業振興地域整備計画総合見直し方針案の中でも説明受けていますが、これらの280ヘクタールから漏れたいわゆる遊休農地というか、耕作放棄地、これらに対しては新たな作付作物の開発であるとか、これらを利用した産業の創出なんかも何らかの形でお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 全員協議会で説明させていただいた際には、農振地域の説明と営農再開の方針という形であわせて説明をさせていただきました。その際に今後その280ヘクタールとした地域以外の農地につきましては農振地域として残すかどうか、そういったものを含めて地権者の方にアンケート調査といたしますか、問い合わせをする考え方を持っております。その中で、一体的な面積がとれるようなことであれば農振地域の見直しにもかかわってくるものとはなるのですけれども、そういう回答ではない場合につきましては農振地域から外させていただいて、なおかつその中で農業以外にも使えるような農地とするのか、それとも違う作物をするというようなことで農家の方がまとまるのか、そうした推移を見ながら取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 今の課長の答弁である程度理解しました。営農再開目標とその耕作放棄地といたしますか、漏れた地域に関してもぜひとも頭脳を結集して執行部で何らかの対策を講じてほしいと思います。

あと、これも前回先輩議員が質問したことなのですが、町の農業復興組合の農地保全活動、この補助金が終了しますが、その後の農地保全の観点から何らかの支援策等々は考えておりますか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 今現在農地の保全をさせていただいている保全管理組合にいろいろとご協力いただいて管理している状況でございます。それで、これまでも保全管理は今年度をもって終わりますというようなご案内を町の広報紙等でもさせていただいているのですが、今これまで県に働きかけている中で、除草作業につきましては一定の要件はあるのですが、それを満たす場合についてはそういった特認事業という形で除草作業が続けられるというようなことが出てまいりました。そういった部分につきましては、今後開かれる保全管理組合の会議の中で協議をしながら、取り組んでいけるような形をとっていきたいと思っております。なお、そういったもの以外にもこれまで説明をさせていただきました管理耕作というような形で、戻ってこられない方の農地の管理につきましてはそういった手法を用いながら保全管理に努めていきたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 今の課長答弁の中にあつたその特認事業という形で僕は今後も保全管理というか、そういう補助金が出るのかなという理解なのですが、今後の説明をする上で支障のない程度に

ちょっとどういう条件なのか説明いただけますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 担い手集積する候補の農地というような考え方になります。担い手の確保に向けた取り組みが実施されている集落が毎月会合などを開いて実施していることが証明できれば採択されるというようなものなのですが、具体的に例えば保全管理をさせていただいている団体の方と締結するような契約みたいなものですか、そういったものをやりまして……失礼しました。回答、済みません、戻させていただきます、地域内での座談会での記録とか、そういったものを提出をもって、反当たり1万2,000円という金額なのですが、そういった制度を活用できるというようなものでございます。なお、先ほど私が受委託契約のお話をしましたが、それはまた別なものでございましたので、それは省略させていただきます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 理解しました。

続いて、先ほど来より答弁の中に聞き取り調査であるとか座談会の開催という話があります。あと、私が約2年前に同じく農業のことに関して一般質問をさせていただいたときに、相双地域新規就農・企業参入推進検討会議等の開催の話、有無がありました。今の答弁の中にもあったのですが、この会議の開催頻度と、あわせて農家座談会等々が行われているいわゆる農家の考えであるとか意向はどのようなものがあるのかお聞きしたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 1点目の相双地域新規就農・企業参入検討会議というものでございますが、こちらにつきましてはそれほど頻度は多くございません。担当者が説明を、会議に参加するというようなことでございますが、この会議をもって取り組んでいる新規就農者向けのフェア、こちらが開催されますので、富岡町としては2回ほど要望させていただいて参加するという内容で取り組むものでございます。

あと、座談会でございますが、これまで座談会は過去に15回ほど一定期間をまとめて行ったときがございました。それ以降の今座談会と申し上げますのは、今後その農地を所有されている方と受け手と、そういった方がまとまるようなところの、求めるために座談会を数多く開催して農家と受け手との間を持つというようなものの座談会という考え方でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 座談会等々15回開催して、その内容等についてなのですが、結局私が憂慮しているのはその座談会にもなかなか出席しない、こういう議場の場で言えることと言えないことがあると思いますが、結局先ほども言っていました、後継者不足であるとか、農業者の高齢化であるとか、あと避難生活、今の生活から考えると営農意欲が徐々に低下している、そういう参加した人の話

を個人的に聞いたときもあるのですが、言葉が悪いですが、今さら農業かと。ただ、この状態を放置することは今後の富岡町にとっても決してプラスではないので、ぜひとも町行政としてもぐいぐいと農業に関しては、その他の事業に関してでもそうですが、牽引していただけるような施策をどんどん、どんどん展開していってほしいのです。

あともう一つ、この（１）番に関して１つだけ気になることがあります。結局集約化や担い手不足から漏れた耕作放棄地、遊休化がふえた場合、先ほどの農用地以外になった場合、例えばソーラーとか太陽光パネル事業等の設置がふえるといいますか、されることが懸念されるのですが、ある程度の法を遵守していったソーラーパネルが農地に設置され、農地ではなくなった場合はそれいたし方ないのでしょうか、その点に関して今後私は個人的にはとにかくソーラーパネルというのは余り、先ほどやはり先輩議員も太陽光エネルギーのことで質問しましたが、個人的には僕は農地を重視しているものですから残してほしいのですが、太陽光パネルに関しての質問になるとこれ書いていないので、何とも申し上げられないのですが、この件に関しては私取り下げますが、（１）のこの最後、くらし向上委員会等々の意見書の中にも民間の農業団体や企業など法人営農の推進、意欲のある起業、創業者に対する支援環境づくり等提言がされています。また、意欲のある起業、創業者に対する支援環境づくり、いわゆる新規参入者に関しては、先ほども答弁いただきましたが、新規就農・企業参入推進検討会議等でそのアナウンスするぐらいなのですか。例えばやはり東京に行って就農者を募るであるとか、そういうようなこともやっているわけですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 新規就農に関しましては、相双地域新規就農・企業参入検討会議が実施しますフェアに参加すると先ほども回答させていただきましたが、そのうちの１回は県内で、１回は東京というようなことで、これまで新規就農者に富岡町をPRする場を設けていなかったものですから、今回これに参加させていただいて、過去に近隣町村でもそういった成功事例を聞いてございますので、そういったフェアに参加させていただいて、富岡町の農業の現状とPRをさせていただく場を持ちたいと考えてございます。

あと、済みません、もう一点農業者の牽引するような施策というようなご質問があったかと思うのですが、なかなか高齢とか担い手不足というような中で、またかなり長期間離れてしまっている農家の方にさらに再度農業に取り組んでいただくためには、機械ですとか、またいろいろと意欲を持たれるような何か施策が考えられるところなのですが、今農業で収益がどのぐらい上がるのだろうというようなこともいろいろとお示しするような場も今後町の広報紙にこういった作付をこのぐらいつくればこれぐらいの収益が上げられるというような方向性もお示ししながら、農家に参入できるような周知を図っていききたいというような考え方と、あとそれから大きな意味ではなかなか劇的に変えるというようなことにつきましては、これまで自家消費だけでもつくる場合に補助金制度を制度設計させていただいているところなのですが、そういった補助制度をさらに大きくするというようなこと

があれば参入に結びつくのかどうかと、そういったことも少しずつ考えながら、そういったあり方について検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 理解しました。

続いて、(2)の農工大の件ですが、非常にフィールドワークは大切だと思うのですが、この事業の経過、結果は今後行われることだと思いますが、どのように町民や関係者に周知されるのか、そしてごく一部の田植え作業であるとか、いわゆるAIというか、先進機器を使った実証試験といいますか、研究場として行われるわけですが、決してその辺は単発で終わることなく、またお祭りといいますか、イベント化するような形で終わってはほしくないのですが、この点に関してはどのようなお考えでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 議員ご質問ありました東京の農工大につきましては、富岡町を実証フィールドとして活用して、その中でAIとかを活用するというようなことでございます。地元の関ノ前地区で具体的に農家と色々な実証栽培というような形でもいろいろとアドバイスをいただいたり、そういったものを実施しております。AIとしましては、水路の開閉等をやりながら取り組んでいるという、先進的なものも取り組みつつということでございます。こちらにつきましては今後も継続するとなっておりますが、さらには有機栽培といいますか、作物の研究するに当たって種子の段階からある程度の高い温度に入れながら種子の耐え得る耐性を見ながら新しい取り組みというようなことで1年目に取り組んだと、そういった発表の場も持たれて、町としてはその情報もいただいたというようなところでございます。今後東京農工大との連携につきましては、これからになりますけれども、町で農業連携推進協議会、あるいは営農再開ビジョン検討委員会というような今後の農業についていろいろとそういった専門的知見を持たれている大学の先生に入っただいて、それは会議の参加をしていただいて助言、提案をいただくと、そういった中で今後大学との連携といいますか、協定に基づく取り組みをしてまいりたいというような考えで、今大学にはそういった提案を今後させていただきながら会議の場をつくっていきたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） すごくいい考えだと思います。今後ともこれ(2)の最後に当たりまして、今課長の答弁にあったような事業はどんどん進めてほしいのですが、最後に1つだけ。

農工大との協定はわかるのですが、その他また考えられているというか、新たな参画、学とか協定とか、腹案といいますか、何か新たなものはあるのですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 福島大学に新たな農学の学部ができました。そちらの大学には2度ほどお邪魔させていただいて、今後のあり方について検討させていただいているところです。先ほど

も営農再開のビジョンの検討委員会、さらには農業推進協議会、先ほど東京農工大に入っていただくと申し上げましたが、そちらにも福島大学の参画もお願いできればというようなことで今調整を図っているところでございます。まずはそこから福島大学との連携をとりながら、地元の大学との連携という意味でも取り組めたらと考えているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 了解しました。

それで、(3)に関してでは、280ヘクタールの先行地域においてはセシウム対策であるとか全袋検査を実施し、限界といいますか、高い数値が出たところはないという理解をしています。

大きな1番の質問の最後に当たりまして、ぜひとも町長に答弁いただきたいのですが、これちょっと通告書にありませんが、農業ということで非常に関連していますので、今までのやりとりをした中で、やはり富岡町においては農家個人の力では限界があると。あと、やはりスピード感を持って各農業分野の事業であるとか、そういうものは進めていっていただきたい。さらに、所管である産業振興課の事業量といいますか、仕事量の多さとか勘案すると、今後の富岡町を憂えるといいますか、考えた場合に、稲作、畑作、畜産等の農業サイクルをきちっと構築していく上では、やはり農家個人では限界があると思うのです。ですから、これ前々回というか、一番最初の質問のときにもお願いしてあったのですが、やっぱり公設民営であるとか、死語になりつつありますが、農業公社のようなものを町が設立して、もう農業分野はここで一つにまとめて引っ張っていくのだからみたいなことをお願いしたいのですが、その件に関して、できる範囲でというのも変ですが、ぜひ町長にお言葉を頂戴したいのですが。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の件ですが、なかなか農業ばかりではなくてさまざまな産業でも異業種の合同で開発しているような状況も見受けられますから、できないというものではないと思います。ただ、今こういう状況の中で、なかなか遅々として農業再開をお願いしても進まないという状況というものは、今の水稻栽培を一つ例にとれば、なかなかそれで飯を食うのには余りにも低廉な価格でしか買い取っていただけない、この辺にも大きなネックがあるのだと思いますし、それからこの震災前でも同じではありますが、自分の農業としての主たる職業をきちっとした自信を持って子供に継承できるだけの収入力がなかったといいますか、そういう意味では自分は農業をやりながら、息子はサラリーマンにしたという人たちがかなり多かったことも事実だと思います。こういう意味では、町として今後県、国、そしてさまざまな団体といろいろな協議を重ねながら、町が取り組んでいけるものを率先的にこれを進めていきたいとも考えておりますので、議員のご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） ありがとうございます。

時間の都合上、2番に移らせていただきます。答弁の中にありましたが、8月現在25件の未除染家屋があるというお答えでしたが、これは連絡がつかないのか、除染の必要がない、やらなくていいですよ、または一部には過去の除染検証委員会の資料を見てみたら東京電力との裁判中であるから、現状を維持しなくてはいけないからさわらないで、いじらないでというようなニュアンスの事例もあったように記憶していますが、この25件の内訳について詳しくお答えください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） では、ご質問にお答えします。

25件の内訳でございますが、これは議員おっしゃるとおり多岐にわたるものでございまして、所有者の方が行方不明であるとか、刑務所に入っているとか、連絡がとれないとかという方もありますし、国に対する除染方法に対する不信感であるとか、除染の効果はないからこの方法ではだめであるとか、先ほどおっしゃられました東電の賠償問題が片づいていないのでという理由もございまして、あとは非協力的で、そういったことに対しては協力しないというような回答をされている方もおります。ということで、さまざま25件の理由についてはございますが、これについては先ほどの町長答弁にもありましたように、年に数件ずつではありますが、解決の方向に向けられるものに関しては除染に同意をしていただいて、少しずつ進んでいるというのが今現実であることを申し添えておきます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） この25件に関して、町内に既に居住している町民に対してどのような影響があるとお考えですか。例えば結局除染もしていなかったら当然それはホットスポットとしての解釈もなるわけで、その証拠として除染はしないけれども、隣地からその建物の放射線量を測定しているであるとか、そういうことは実施しているのですか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答えいたします。

未除染の土地からの影響というのはゼロではないと認識しております。そういったことも踏まえて、ここの部分を除染すれば大体のところ、もうその地区の周りのところが全部終わっているというようなところに関しては、なるだけその除染をお願いできるように同意取得といたしますか、同意を取りつけるように努力はしているところではございます。そういったところの周りの線量調査というのを特にここで実施しているというところはございませんけれども、町なかにあるところであるとか、そういったものに関しては特に除染の同意を促すようなところの努力をしているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） わかりました。今後とも継続的な事業を引き続きお願いしたいのですが。

それで、では（2）に移ります。特定空き家という言葉といたしますか、これを僕は記載したのは、

特定空き家の認識と申しますか、概念として、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、ロとして、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、ハ、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、ニ、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態というのが特定空き家、法なのですが、この未除染の建物であるとか、私町内回って何カ所か写真も撮らせていただきましたが、それらの建物を行政サイドとしてはどのように認識していますか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ただいま議員からご指摘がございましたのは、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項における「特定空家等」ということでの定義づけのものだと認識しております。未除染の建物ということにつきましては、これらの建物については現在は環境省による解体の事業というのが進んでおるところでございます。今後こういった残っている建物、環境省の解体からあふれるような建物についての対策を講じていく必要があると町としては認識しております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） また同じことの復唱になりますので、このイ、ロ、ハ、ニと今申し上げた安全保安上であるとか衛生上とか、これ誰が見てもそうだと思って、きょう議場にいらっしゃる皆さんそう納得すると思うのですが、これは適切に早期にきちっと対応していかないとやはり帰町意識をそぐであるとか、種々やっぱり行政としても難しい問題だと思うのです。除染をしない原因も多岐にわたるということでしたので、その辺はなかなかこの空き家特別措置法で、これ順番からいくとまず何か指定して、勧告して、命令して代執行みたいな形なのですが、これってなかなかやっぱり知人、知っている人の家だったりというのも変ですけれども、町民の財産ですから難しい部分もあると思いますけれども、最後に提案です。町民の生活、財産保護、生活環境保全の観点から、計画的なこれらの危険家屋や特定空き家対策を推進するために、新たな空き家等の適正管理に関する条例を制定してみたいかでしょうか。一応答弁ができればしていただきたいのですが、できなければ提案という形で私の質問は終わります。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 議員おっしゃられましたとおり、空き家となっている、廃屋となっているものというのの取り扱いについては町の問題ということで、当町ばかりでなくほかの町においてもこういった問題というのは発生しているものと思われまます。先ほども申し上げましたが、現在は環境省による解体が行われているというところで、そちらの解体事業の終了も見据えながら、今後いろんな庁舎内のさまざまな課と連携を図って行っていく必要があるかと思っておりますので、今後そういったことも踏まえて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） ちょっとお待ちください。何か途中から廃屋の話に変わってしまっているのですけれども、廃屋ではなくて未除染の建物、土地という話だったはずですが、本来の筋に戻してください。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そっちにもう移ったのですか。では、結構です。

2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 有言実行でぜひともお願いいたします。

これで私の一般質問は終了とさせていただきます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第8号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、報告第8号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての内容をご説明申し上げます。

報告書をごらんいただきたいと思います。まずは健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字が生じていないことから該当をいたしません。また、将来負担比率につきましても充当可能財源等が将来負担額を上回るため、平成23年度から引き続き該当なしとなっております。実質公債費比率につきましては、前年度から1.5ポイント改善の4.6%となり、また資金不足比率につきましてはいずれの特別会計においても資金不足が生じていないため、該当はございません。なお、このことに関する監査委員の意見につきましては、お手元に配付をいたしております健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおりでございますので、ご確認をくださるようお願いをいたしたいと思います。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告をいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第8号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を終わります。

次に、報告第9号 平成30年度富岡町継続費精算の報告についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、報告第9号 平成30年度富岡町継続費精算の報告についての内容を説明いたします。

今回ご報告いたします平成30年度において継続年度が終了しました事業は、ため池放射性物質対策事業、富岡第一中学校プール整備事業、富岡漁港共同利用施設整備工事費の3事業でございます。順次報告いたします。

まずは、ため池放射性物質対策事業についてでございます。第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、ため池放射性物質対策事業につきましては、年割額総額3億5,898万円に対し、支出済額の総額3億5,898万円として精算いたしました。

次に、富岡第一中学校プール整備事業についてでございます。第10款教育費、第3項中学校費、事業名、富岡第一中学校プール整備事業につきましては、年割額総額3億4,047万円に対し、支出済額の総額3億4,047万円として精算をいたしました。

続いて、富岡漁港共同利用施設整備工事費についてでございます。第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、事業名、富岡漁港共同利用施設整備工事費につきましては、年割額総額1億6,135万9,000円に対し、支出済額の総額1億3,993万円、差額2,142万9,000円の減額といたしまして精算をいたしました。

以上、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成30年度富岡町継続費精算についてご報告をいたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第9号 平成30年度富岡町継続費精算の報告についての件を終わります。

次に、報告第10号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） それでは、報告第10号 専決処分の報告についての内容をご説明させていただきます。

今回報告させていただきます専決第4号 工事請負契約の一部変更の専決処分につきましては、平成31年3月5日開会の第2回3月定例会において工事請負契約の締結について議決をいただき、工事に着手しました椿屋第2・第3ため池放射性物質対策工事についてであります。

当該工事は、今回の専決処分までに1回の工事請負変更契約の締結について議決をいただいたものであります。専決処分につきましては、令和元年6月13日第3回6月定例会で工事請負変更契約の締結について議決をいただきました後、さらに工事内容の一部に変更が生じたことから町長の専決処分事項の指定についての第4項の規定に基づき専決処分を行ったものであり、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第10号別紙をごらんください。工事請負契約の一部変更についてです。変更は3の契約金額についてであり、専決前の工事請負金額「2億1,177万1,200円」を181万4,880円減額し、「2億995万6,320円」に変更したものであります。その他は、現工事請負契約のとおりであります。

次に、報告第10号別紙資料をごらんください。今回の専決処分に係る変更の主な内容といたしましては、実績精算によるものであり、椿屋第2・第3ため池全体での発生土が減少したことによる大型土の使用数量の減により変更となったものであります。これらの変更により、181万4,880円の減額となったものであります。増減率、約マイナス0.86%であり、かつ500万円以下であるため、指定事項に基づき専決処分を行ったものであります。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第10号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、議案第50号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議案第50号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町固定資産評価審査委員会の委員、阿久津守雄氏が令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き本委員会の委員に阿久津守雄氏を選任いたしたくご同意をお願いするものであります。

阿久津氏は、昭和29年12月に本町に生まれ、年齢は64歳であります。昭和49年に旧国土建設学院を卒業し、同年民間企業に就職後、昭和52年から富岡町役場の職員として税務課長、産業振興課長などを歴任され、平成28年3月に退職となるまで40年近くご活躍されました。また、今年度より太田行政区副区長として地域活動にも積極的に取り組むなど、多岐にわたりご活躍されている方であります。このように、阿久津氏は長年の行政経験と税務に対しての豊富な知識を有するとともに、人格、識見ともにすぐれた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えておりますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号 富岡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、堀本典明君、6番、早川恒久君、7番、遠藤一善君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成13票、反対ゼロであります。以上のおり賛成が全員であります。

よって、本案は原案のおり可決されました。

なお、ご了承賜りたいと思いますが、慣例により本件につきましてはご挨拶を省略させていただきます。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日11日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時24分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 高 野 匠 美

議 員 渡 辺 高 一

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和元年第5回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

令和元年9月11日(水) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第51号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第52号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第53号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第54号 富岡町立認定こども園条例の一部を改正する条例について

議案第55号 富岡町立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第56号 富岡町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例について

議案第57号 富岡町老人福祉センター条例を廃止する条例について

議案第58号 町道路線の認定、変更及び廃止について

議案第59号 工事請負契約について

議案第60号 工事請負契約の変更について

認定第1号 平成30年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成30年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成30年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第9号 平成30年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 令和元年度富岡町一般会計補正予算(第2号)

- 議案第 6 2 号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 3 号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 4 号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 5 号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 6 号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 7 号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 8 号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 9 号 令和元年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第 5 1 号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第 5 2 号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 3 号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
議案第 5 4 号 富岡町立認定こども園条例の一部を改正する条例について
議案第 5 5 号 富岡町立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 6 号 富岡町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例について
議案第 5 7 号 富岡町老人福祉センター条例を廃止する条例について
議案第 5 8 号 町道路線の認定、変更及び廃止について
議案第 5 9 号 工事請負契約について
議案第 6 0 号 工事請負契約の変更について
認定第 1 号 平成 3 0 年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号 平成 3 0 年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号 平成 3 0 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号 平成 3 0 年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号 平成 3 0 年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号 平成 3 0 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 8号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 9号 平成30年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○出席議員（14名）

1番	渡辺英博君	2番	渡辺正道君
3番	高野匠美君	4番	渡辺高一君
5番	堀本典明君	6番	早川恒久君
7番	遠藤一善君	8番	安藤正純君
9番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋保明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直人君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	小林元一君
住民課長	植杉昭弘君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	猪狩力君
都市整備課長	竹原信也君
教育総務課長	飯塚裕之君

参 事 兼 生涯学习課長	三 瓶 清 一 君
郡 山 支 所 長	齐 藤 一 宏 君
参 事 兼 いわき支所長	三 瓶 雅 弘 君
総 務 課 主幹兼課長補佐	猪 狩 直 恵 君
代表監査委員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	志 賀 智 秀
議 会 事 務 局 長	猪 狩 英 伸
議 会 事 務 局 査	杉 本 亜 季

開 議 (午前 9時58分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第5回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

8番 安藤正純君

9番 宇佐神幸一君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第51号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

[総務課主幹兼課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長(植杉昭弘君) おはようございます。それでは、議案第51号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例について内容のご説明をいたします。

平成31年4月17日に住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日から施行されます。この改正は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等へ旧姓の記載を可能とするものでございます。今回の条例改正は、住民基本台帳法施行令の改正に伴い、旧姓での印鑑登録及び印鑑登録証明書への旧姓の併記を可能とする改正をするものでご

ざいます。また、あわせて総務省通知に基づき、心と体の性が一致しない性同一性障害など性的少数者に配慮し、印鑑登録及び印鑑登録証明書から性別欄を削除するなど、所要の改正をするものでございます。

それでは、議案第51号別紙資料をごらんください。新旧対照表になってございます。第3条においては、旧氏を登録印鑑の制限としないよう加えるものでございます。

第6条については、印鑑の登録項目として第1項第4号に旧氏を追加し、次ページをごらんください。現行第1項第6号から「男女の別」を削除するものでございます。

第8条、第11条においては、印鑑登録証の再交付について、手続上抹消後再登録をすることから、表現をわかりやすくするよう、印鑑の再登録などへ字句を改めるものでございます。

第14条につきましては、次ページをごらんください。印鑑登録の抹消に第6条同様、旧氏を加えるものでございます。

施行期日は、附則において住民基本台帳施行令の一部を改正する政令の施行日に合わせ、令和元年11月5日からするものでございます。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号 富岡町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） おはようございます。議案第52号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例について、その内容をご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、町民の安全安心の確保及び地域防災力の充実強化を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

ここで具体的な提案理由についてご説明させていただきます。昨今全国各地で甚大な被害を及ぼす自然災害が頻発しておりまして、自助、共助、すなわち地域防災力の重要性が再認識されております。地域消防団につきましては、この地域防災力の中核として欠かすことのできない組織であるものの、全国的に団員数が減少傾向であり、当町におきましては東日本大震災以降、団員減少がより顕著にあらわれております。消防団の活動におきましては、使用資機材の操作方法の習得はもちろんのこと、水利状況等の地域特性に対する理解が必要不可欠であり、経験豊富な団員の活動から得られた教訓や技術、知識を継承することで地域防災力の充実強化を図るため、年齢要件を改正するものであります。

議案第52号別紙資料、富岡町消防団設置に関する条例、新旧対照表をごらんください。資料4ページになります。改正箇所につきましては、年齢要件に関する条文となる第4条第2項でありまして、上限として定める年齢を「60歳」から「65歳」に改めるものです。

なお、本条例の附則といたしまして、この条例の施行期日を公布の日からと定めるものであります。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） この60歳から65歳に上がるということは、私も今の状況ではしようがないかと思っております。また、そういうことによって人数的に確保でき、地域の防災、防火が守られるというのは必要なのですが、ただ今まで消防団というのは組織でやっていた状況下において、これからそろそろ震災後、今現状に合った組織も含めて考えていかなければいけないと思うのですが、この60歳を65歳に上がることによって、また組織の状態、どう変わるか。また、これからどうしていくか、わかれば教えてください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答え申し上げます。

今後の消防団のあり方ということですが、全国的にも先ほど申し上げましたとおり団員数が減少しており、当町においてもその傾向が顕著にあらわれておるところでございまして、今回の改正により年齢の上限が引き上げられた後にはその経験豊富な団員の技術や知識を継承して、今後火災発生時、災害発生時の迅速化、効率化を図ることを目的としております。今後の組織編成等につきましては、今後も消防団と引き続き協議を重ねまして、地域を守る消防団の体制を構築して、改めて皆様にお諮りしたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

あともう一点、一応これから消防団自体の活動において、また後継者というのももちろん考えていかなければいけない場合、65歳に上がる場合、ある程度高齢になった方も、高齢というのは失礼ですけども、多少年齢に合えばこの地元にいる方も加入するというか、参加するというのも広い意味で可能でも考えているのか。その点ちょっとお聞きしたい。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 今回年齢を引き上げることによりまして、知識であるとか技術を後継者に継承していくというのをあくまでも目的としておる今回の改正でございます。なお、地域の方々の消防団への参画等につきましては、今後もどのような形で参画していただくのがいいのか、消防団とも今後協議を重ねていく考えでおりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 消防団の年齢の変更ということで、60歳から65歳に引き上げたわけなのですが、年齢の引き上げ、5歳の年齢の引き上げでは大した意味持たないのかなと思うのです。確かに60定年だったものが65までいるようになれば新たに入ってくる人たちに技術の継承とか、そういうことは当然できますが、今現在の消防団の団員を考えた場合に、65歳まで引き上げてどのくらい効果があるのか、団員の数的に。本来であれば新たに入ってくる人がいれば一番いいとは思いますが、年齢の引き上げも今の我々の年代だと70くらいまでは十分動けるし、地元に戻れば水利でも何でも年配になればなるほどきっちり把握しているのです。予防消防に徹するとすれば、70でも75でも十分可能だと思うのです。だから、この5歳ばかり引き上げても何の意味もないのかなと思うのですが、確かに技術の継承となれば、それは多少は意味はありますが、この辺をしっかりと見きわめたほうが私はいいのかなと思うのです。本来解除して3年目ですから、きっちとした見直しをすべきだと思うのです。夜の森地区とか新夜ノ森、復興拠点始まっていますから、4年後、ことしまぜて5年後には解除になりますから、解除になった場合には、例えば2分団、小良ヶ浜、深谷、あと夜の森、新夜ノ森、これ2分団なのですが、2分団の2班ですか。あそこに関しては、もう2分団として動きようがないのかなと思うのです。そういう大きな改革しないで、こんな細かい改革したって何の意味もないと思うのです。消防団そのものでどういう考え持っているのか、その辺を聞きたいのです。ただ年齢の5歳だけの引き上げでいいのかどうか。全体的に考えると、毛萱、仏浜もだめですし、もう人住めないような地区になりましたから、もうそういうことをはっきり見ながら、この年齢に引き上げというのは私、これ年齢の引き上げは反対ではないのですが、これだけで条例改正しようとするのはちょっとむちゃがあるのかなと私は思うのですが、その辺どうですか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 今回60から65歳に年齢を引き上げさせていただく要因というのは、議員ただいまおっしゃられたものと認識はしておりますけれども、今後そういった年齢が上がった方

々の活動として消防団OBとしての活動であるとか、そういう機能別の消防団員の活動というものも視野に入れながら、今後検討してまいりたいとは考えておるところでございます。今回におきましては、まずは年齢を引き上げさせていただいて、知識の継承を図れることを目的としてこれをやらせていただき、今後継続した消防団の今後のあり方ということで話し合い、協議を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 年齢の引き上げ、これ私65までは反対ではないのですが、もう引き上げるのであれば少なくとも70まで上げて、今までの消防団のOBの参加も促すとか、いろんな部分でやっていかないと若い人入ってくる人いないでしょう。とりあえず10年、15年はそういう感じで、もう老体にむち打ちながら消防団組織を守っていくという形をとらないと、かなり無理があるのではないかなと思います。こういうものは1年切りに変えていくものではなくて、やっぱり変えれば10年、20年はそのまま置くような条例改正ですから、何でこの5歳ばかり引き上げなんていう案出てきたのですか。これ消防団の要望なのですか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 消防団の年齢の上限ということでお答えいたします。

消防団の年齢につきましては、消防活動中の事故等も考慮しまして、全ての活動を行う基本の団員としては65歳以上から引き上げるという考えは現在のところ持っていないところでございます。しかしながら、機能別消防団ということで、消防本部であるとか消防団の退職者であるとか、そういったOBの方々の部隊を組織した暁には、そういった年齢要件の撤廃というものも考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） ちょっとお待ちください。課長、もう少し今の説明も、それはそれでいいのですけれども、聞いていることは、ですから消防団とも協議した結果、この5歳というのが出てきたのかということも聞いていますので、ストレートにお答えください。

生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） こちらの5歳引き上げということについては、消防団との協議の中で出てきた話でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 説明は理解します。ただ、私やっていたきたかったのは、どうせ改革するのであれば、本来もう今団員数も確かに確保はできていますけれども、参加してくれる団員が少ないと。今班単位で動いていますが、班ではもう動けないような状況になっていますよね。それだったら分団単位にするとか、消防もう一くくりにするとかしないと、班の人、1人か2人しかなくて、

もう行ってもしようがないというような雰囲気にもなっているのです。だから、今改革すべきだと私は思うのですが、年齢の5歳の引き上げだけしか出てこなかったというのを非常に私残念に思うのです。これは、この議案として私は認めますけれども、やっぱり一日も早く分団単位で動くとか、これからの消防は、震災前の消防は富岡町消防機材もかなりよその町村より進んでいるのかなと思うのです。そういう部分で、やっぱり消防団に係る期待を持っていた部分がいっぱいあると思うのです。消防団が第一線にいち早く駆けつけて、管槍を広げて火を消し始める。そのくらいもう十分できたわけですから、今からの消防団はそれはちょっとできなくなるのではないかなと私思っているのです。そうした場合にはやっぱり広域にかぶっていく部分がかかなり大きくなりますので、各町村の町村長がどれだけ予算を上げるかの話になってくると思いますし、そうなったらでは地元の消防団、富岡町の消防団は何をすべきかということになれば、もう予防消防に徹すると。あとはいざ、有事の際には早く言えば地元の水利をきちっと把握しておくとか、広域のバックアップをするとかという部分に徹しなければならないのかと私は思うのです。そうしていくとすれば、一日も早くきちっとした改革をしてほしいなと思いますので、今後ともよろしく願いいたしますし、町の考え方をちょっと聞かせてもらえば。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） ありがとうございます。まさに今議員おっしゃられましたような現実というのが今消防団の中に消防団を取り巻いている状況であることは否めないところでございます。そうしたことを踏まえ、今後の消防のあり方というものに関してしっかりと、きっちりと議論を取り交わして、消防団のあり方、後方支援に徹するとかというのも一つの方法であるかと思っておりますし、そういったことも含めた議論を綿密に深めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） ただいまの関連になるのですけれども、震災後定年55から60に一度上げています。今回、また60から65ということで、今課長の説明の中であることは十分理解できますので、私も65に上げるというこの条例そのものは構わないのですけれども、55から60に上げるときも消防団の再編ということを協議していくという中で上がったと思うのです。その中で今も引き続き協議という回答、答弁が何回もあるのですけれども、引き続き討議といっても、またこれ5年後に、5年後というか、またそういう時期が来たらまたそういうことになってしまうのかということで、やはりもう現状がある程度はつきりというか、完璧にはわかっていないのですけれども、現状の課題はわかっているわけですから、きちっと今年度なら今年度中にそういう先ほど13番議員から出たようなことも含めて、期限をきちっと切って協議を進めていかなければいけないと思うのですけれども、その辺はどうお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） これまでも55歳から60歳、60歳から今回65歳に引き上げたいというところでの協議がずっと続いてきたことということに関しては、その中で答えが出なかったということに関してはなかなか反省すべき点かなと思います。これからのことになりますけれども、我々としてもしっかりと期限を切った形で、この時期までにしっかりと答えを出すというようなところで我々としての意見と消防団としての考え方というのをしっかりと合わせて結論づけていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 再度ですが、私からはもう今年度中なら今年度中ということできちっと協議の結果をまとめていくという形がいいのではないかなと思うのですけれども、各団員とか各分団からの話を聞きますと結構自分のところはこういう現状なので、こうしたいというような意見は上げているということで聞いているのですけれども、あとはまとめて係るところの作業だと思うのですけれども、それは今年度中にいろんな形で結論を出していこうというスケジュール感はないのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 事務局サイドで考えていた期限というのが今年度内というところではなかったというところで、しっかりとまずはその前段で議員の皆様にかような形で改正したいというところをお示しをして、その後またそれを議員の皆様からご意見をいただいたものをまた反映して、最終的な消防団の姿ということで条例等の大幅な改正というものを今後考えてまいると事務局としては考えておるところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今年度というのは、今私からの提案であって、最終的には消防団と事務局サイドで決めていくことだと思うのですが、またずるずる、ずるずるこれ何年も延ばしていくということでは、せっかく知識と技術力の継承ということを上げているわけですから、そこがきちっとされていなくなる可能性があります。

それから、やはり5歳定年を上げることによって知識と技術力の継承していくということであれば、この知識と技術力の継承をどうやってしているのか。今の現状ではなかなかそれができていないと思うのですけれども、それでもその中でやっぱりやっていかなければいけないと思うのですけれども、5歳上げることによってこの知識と技術力の継承をどのようにしていこうということの話はされているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） まず前段にございました時期の問題でございますが、そのあたりに……大変失礼しました。年齢要件を5歳引き上げて、具体的にスタイル伝えていくための手法という

ことでの話し合いというのは、現在こうしていけばきちっと伝わるというところで行われているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 7番、あるいは13番のご指摘のとおり、消防団の今の状況というものは大変危機的な状況でございます。これ消防には私も常々顔を出すたびに再編あるいは消防団員が町内に居住していない状況、これらについても危機的な課題ですよというようなことで課題を申し上げています。町としてはそれぞれの分団に班というものがあって、1、2、3というような状況だと思いますが、これらをどこどこが提携して合併していくのか、そういうことを喫緊に固めて、そして要らない屯所については町がお金を出して整備するということが、これ必ずついてくるわけですから、それらを淘汰するためにも何とか早くそれらを考えなさいというようなことを事務局、課長にも言っています。ただ、消防団の幹部の方々との協議の中で、それらが進んでいない状況というのは否めないところなのですが、町としても消防団総員300名で、現在が166名で、一番双葉郡8カ町村で減少率の高いのは富岡町の消防団でございます。そういう意味では今回60歳を65歳まで定年を延長しまして、そして65歳でやめていけば、またこの減少率が高くなりますから、それを少しでも抑えようというようなことで、今回の条例改正になったものですから、どうぞご理解をいただいております。そして、町としても消防団とよく相談をして、この再編というものを、今郡山部隊、いわき部隊ということで、それぞれの災害あるいは火災のときにはここまでの人たちは出動しますよ、ここまでは出動しますよというようなことで決定しているわけですが、これらが今言った60歳から65歳まで上げることによって技術の継承という話ではありますけれども、これも1日、15日の機器の点検等々できていない状況ですから、消防団にきっちり私からもお話をしていきたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号 富岡町消防団設置に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） おはようございます。それでは、議案第53号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

今回の富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、消費税等の改正に伴い、消費税法の対象となっている土地の貸付期間が1カ月未満の場合の占用料について改正を行うものであります。

改正箇所と改正概要につきましては、別表備考9、イ、ロ及びハの柱書中の占用料の計算手法における消費税等の乗率部である「1.08」を「1.1」に改めるものであります。

資料5ページ、議案第53号別紙資料、富岡町道路占用料徴収条例新旧対照表をごらんください。富岡町道路占用料徴収条例第2条、占用料の額を定める別表備考の9で、占用料が1カ月未満であるときの占用料の計算の規定であります。柱書イにつきましては、単価が1年当たりの定額で定められている場合の計算方法を、柱書ロについては面積単価で定められている場合の計算方法を、柱書ハについては単価が1日当たり又は1カ月当たりの定額で定められている場合の計算方法の記載であり、消費税等の乗率となる現行の「1.08」の箇所を改正案としまして同箇所を「1.1」と改めるものであります。

次に、今回の改正の附則であります。第1条としましてこの条例を令和元年10月1日から施行することを、第2条として改正後の富岡町道路占用料徴収条例別表の規定は、この施行の日以降の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占有期間に係る占用料の額については、なお従前の例によることとするを規定しております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての件を採決いたし

ます。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 富岡町立認定こども園条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 議案第54号 富岡町立認定こども園条例の一部を改正する条例について内容の説明をいたします。

今回の条例改正は、本年10月1日施行の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正趣旨に基づき、子育て世帯を支援するため、所要の改正をするものです。

国が定める幼児教育無償化では、対象年齢や利用数量、所得階層などの条件により対象とならない子供世帯が存在します。本町においては震災以降、被災児就園奨励等により全ての方が実質無償であり、今回の条例改正においても国の無償化において対象外となる方についても全て無償とする改正内容となっております。

議案第54号別紙資料をごらんください。本則第7条見出しにおきまして、「保育料等」を「利用者負担額等」に改め、同条第1項で利用者負担額等を定義し、第2項で保育料を無料とするものです。第3項においては、実費相当額を徴収できるものとしております。

第8条、第9条におきましては、実費負担が生じた場合の納付や減免についての規定をしたものです。

別表2につきましては、本文において全ての保育料を無償としたため、削るものであります。

この条例の施行日は、附則におきまして令和元年10月1日からと定めるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 言葉の意味をちょっとお尋ねします。

7条3項で、「できる」が「できるものとする」だから、そのように変わりますけれども、このできるというのは徴収しなければならないとちょっと強い意味で、できるものとするというのはもらっ

てもいいし、もらわなくてもいいよという、そういうやわらかく解釈するのか、その辺の言葉の意味をちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） その言葉の意味につきましては、全く今議員おっしゃられたとおりでございまして、できるということと実費負担額というものが割とというか、あるものだなと印象としては受けるものかと思えますけれども、できるものとするということに変更することによりまして、ほぼ生じないのだよというような和らげる意味でそのような変更をしたところでございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号 富岡町立認定こども園条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 富岡町立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 議案第55号 富岡町立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例について内容の説明をいたします。

条例の改正の理由、考え方につきましては、認定こども園条例と同様であり、改正内容につきましても幼稚園を利用する全ての園児世帯を無償とするものであります。

議案第55号別紙資料をごらんください。本則第1条におきまして、保育料及び入園料を「利用者負担額等」に改め、第2条において利用者負担額等の定義をしております。同条第2項では、保育料を

無料とすること、また実費相当額を徴収することができることを定めたものです。

第3条、第4条においては、実費負担が生じた場合の納付や減免についての規定をしたものです。

次ページをごらんください。第5条においては、実費負担額が納付された場合においても減免の対象に該当した場合には還付を可能とする規定をしたものです。

この条例の施行日は、附則におきまして令和元年10月1日からと定めるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号 富岡町立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 富岡町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 議案第56号 富岡町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例について内容の説明をいたします。

条例改正の理由、考え方は、認定こども園と同様であり、改正内容につきましても幼稚園において預かり保育を利用する全ての園児世帯を無償とするものです。

議案第56号別紙資料をごらんください。本則第4条見出しにおきまして、「保育料」を「利用者負担額等」に改め、第1項において利用者負担額を定義するものです。同条第2項では、常時預かり、臨時預かりにかかわらず保育料は無料とすること、また実費相当額を徴収することができることを定

めたものです。

第5条においては、実費負担が生じる場合でも免除ができる規定をしたものであります。

この条例の施行日は、附則におきまして令和元年10月1日からと定めるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号 富岡町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休議いたします。

休 議 （午前10時59分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第57号 富岡町老人福祉センター条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第57号 富岡町老人福祉センター条例を廃止する条例について、その内容をご説明申し上げます。

昭和57年度に富岡町夜の森南地内に建設されました当施設は、集会室や和室等を備えた床面積約300平米のコミュニティー施設ですが、さきの地震による被害も大きく、帰還困難区域内でもあり、今後も管理不能による設備等の被害がふえ続くことが容易に想定される上、利用再開の見通しも立て

られない状況であることから、その機能を夜ノ森駅前南行政区集会所や現在富岡第二小学校敷地内に計画中の介護予防施設に分担させ、当該施設の代替とすることで利用の見込めなくなっている本施設の廃止に向け施設に係る条例を廃止しようとするものです。

なお、施行日は公布の日とさせていただきます。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号 富岡町老人福祉センター条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 町道路線の認定、変更及び廃止についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めますが、この件につきましては表の朗読は省略してください。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） まず、本議案の内容のご説明をさせていただく前に、昨日の本会議開催前、総務課長の議案等の訂正についての発言、おわびの中で、本議案第58号の別紙資料の差しかえについてご説明させていただくことになっていましたので、差しかえについてご説明させていただくとともに、差しかえとなったことを改めておわび申し上げます。

今回の別紙資料の差しかえにつきましては、別紙資料1の上部に色分けした新区域から新規路線の4区分について、区分別に道路を着色し、あわせて説明の際の道路位置を丸つき数字で表記しておりましたが、丸つき数字の着色が一部間違っていたため、本別紙資料1を差しかえさせていただきました。今後は上程をご依頼する前に十分に確認してまいりますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第58号 町道路線の認定、変更及び廃止についての内容についてご説明申し上げます。今回の町道路線の認定、変更及び廃止については、主に福島県が実施している津波等の減災施設となる富岡駅東側の防災林事業、河川防潮堤事業、県道広野小高線事業及び富岡川と紅葉川の河口部からの河川改修事業に伴い、これらの事業との調整に基づき該当する町道について道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により新規道路の認定、変更及び廃止を行うものであります。

まず、認定する路線につきましては、路線番号3314の釜田反町1号線のほか、路線番号3315と3316の2路線であり、変更する路線につきましては、路線番号1005の関根小浜線のほか、路線番号3005と3244の2路線であります。また、廃止する路線につきましては、路線番号3007の毛萱海岸線のほか、路線番号3008、3011、3080、3178、3229、3237、3239、3241の8路線であり、それぞれ路線番号の路線名、終点、起終点及び延長、幅員は議案書の記載のとおりであります。

なお、変更となる路線につきましては該当部分を新旧に区分し記載しております。

議案第58号別紙資料1をごらんください。オレンジで網かけしている区域が福島県が実施している津波等の減災施設となる事業エリアです。初めに、新規路線であります。図面右下の茶色で表示しております①から③の路線であり、これらは既存町道で廃止の必要な区間と残存となる区間に分かれるため、新たな起終点となることより、新規路線として認定するものであります。

次に、変更する路線であります。旧区域を青着色し、新区域を赤着色で表示しております。図面右側の④、左側の⑤及び右中ほどの曲田土地区画整理事業の変更に伴う⑥の3路線であります。

また、廃止する路線につきましては、図面下部に緑色で表示しております⑦から⑩の9路線であります。

なお、表示しております丸つき数字につきましては議案書の認定する路線の上段の路線番号3314の釜田反町1号線を①として、変更する路線、廃止する路線と順次議案書記載の順で番号を付記しております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 内容は別段いいのですけれども、これいつから効力が発効するのか、それによってはこの別紙資料の赤の④番関係とか青の④番関係とか、緑の⑩番とか全然意味合い変わってくると思うので、いつから効力が発効して、今工事中だとか、今何中だとか、まるっきり閉鎖するのであれば閉鎖するなりにきちっとバリケードで進入できないように管理するとか、いろんな問題出てくると思う。そこら辺が効力の日が入っていないし、図面上はいいのだけれども、そこら辺全部確認して、原課できちっととめる、通す、何するという管理体制しっかりしているのか、その点だけお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

町道の認定につきましては、公示をもって認定日となります。今議員の方のご質問のありました旧路線等の安全のためのバリケード等、こちらにつきましては実際工事で使われていますので、工事担当で安全に工事専用車両だけが通れるような形等々、一般車両の通行等も調整しながら進めていきたいと思っています。また、認定した路線につきましても、現在通れる状況にございませんので、そちらにつきましてもあくまでも認定ということなもので、実際の通行とはまた別なところもございますので、安全を確認しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 今回の別紙資料の区域の中は、町、県、国、それから一部JRかな、関係しているのは。そこら辺でちゃんと横のつながりをしっかり連携してもらって、現状が道路敷きだから通られるとか通られないとか、そういうもめごとだけないように管理してください。お願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） ありがとうございます。こちらのこと、議員がおっしゃるとおり、今町と国、県、3事業が進んでおりますので、横の連携を十分にとりながら、まずは安全に使えるような形、あととめられるような形を進めていきますので、ご理解よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ちょっと工期的な面を聞かせてください。何番ですか、この。新しい新規路線で4番、6号線から河川敷に走っていく浜街道までタッチする路線と、あと浜街道の完成、利用開始は何年度になっているのか。といいますのは、今かなり小良ヶ浜、深谷、あの近辺に解体の汚染物質とか、そういうの入っていますので、文化センターではなくて体育館、あの近辺の道路がこの浜街道にタッチするほうがすごく混雑しているのです。そういうことから考えると、この4番の富岡川沿いを走っていく浜街道にタッチする部分とか、あとは駅前、踏切、あそこの部分の道路が開通することによって浜街道につながって、浜街道が開通すればかなりそちらの交通渋滞も緩和されるのかなと思いますので、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） 今町で確認しているところを申し上げますと、まず町道に絡むところから説明させていただきますと、仏浜街道踏切、今おっしゃいましたJRの富岡駅の北側になるかと思えますけれども、そちらから今築造している工事、こちらにつきましては浜街道に到着するところが来年度末を目標に今進めているところでございまして、県の浜街道につきましては、その県道広

野小高線と合わさった交差点部から小良ヶ浜方向に向かう浜街道部分については同時期に来年度末には通行できるようにということで進めていると聞いているところでございます。また、県道広野小高線、そこから橋葉方向に向かう、南方向に向かう部分につきましては、一部用地の絡みもありまして若干今事業を調整しているところと聞いているところもでございます。また、河川、富岡川の左岸になりますか、この4番の道路につきましては一部なくなりましたが、小浜橋付近までにつきましては来年度内の供用を目指して現在進んでいると聞いております。また、小浜橋から県道までの細かった掘割だったところの道路でございますが、こちらについては現在用地も調整しているということで、なかなか今難しいところもあるということで、若干おくれぎみだとは確認をとっているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） わかりました。順調に進んでいるのかなと思うのですが、一日も早い完成を目指してやっていくことをお願いします。ただ、これ県の事業とか国の事業、町は余り関係していないのかなと思いますが、当然用地の面で困難な箇所があるという今答弁ありましたので、用地に関してやっぱり町もできるだけ協力的に促すとか、そういう手法とれると思いますので、ぜひその辺をスムーズにやっていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） ありがとうございます。現在もその用地につきましては、町も地権者に県と一緒にお願いしているところでございますので、なおかつ町も頑張って幅員が確保できるように進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号 町道路線の認定、変更及び廃止についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 議案第59号 工事請負契約についての内容を説明いたします。

今回の工事は、第二小学校体育館等の災害復旧工事であります。第二小学校体育館は、平成18年に建築された築13年の建物であり、長期間使用しなかったことによる多少の劣化は見られるものの、地震そのものによる被害も他施設と比べて小さく、修繕により今後も長期間使用ができる状態であることから、復旧工事を行い、さまざま活用してまいるものであります。

なお、体育館等としているのは、体育館のほかに屋外のみんなのトイレも復旧対象としているためであります。

議案第59号別紙資料1をごらんください。工事請負契約書であります。工事の名称、富岡第二小学校体育館等災害復旧工事。工期、着工、議会の議決を得た日から3日を経過する日。完成、令和2年3月19日。工事請負額、8,415万円。契約の相手、福島県双葉郡富岡町中央一丁目92番地、桂建設株式会社代表取締役社長、渡邊正義であります。

次に、議案第59号別紙資料2をごらんください。復旧工事の箇所、内容であります。初めに、左上の配置図をごらんください。外回りでは、赤線で示した犬走りのクラック補修を行います。電力、水については、震災前と違い、体育館単独で引き込むこととなるため、新たに電力柱や消火ポンプ、それに伴う排水管を設置更新するものです。

続きまして、左下の立面図をごらんください。立面図におきまして、外壁及び軒天の修繕箇所を示しており、撤去、復旧や樹脂材の注入を行うものです。

次に、右上の天井伏図をごらんください。青色着色が天井の修繕箇所であり、撤去、復旧です。赤丸が建物全体にわたる照明器具のLED化を示しています。アリーナ部分の緑格子におきましては、天井落下防止ネットの新設を、また図面の上下、ステージ背面にある青の波線は暗幕カーテンの更新を示しています。

最後に、1階平面図をごらんください。茶色部分が床の改修箇所を示しておりまして、研磨、ウレタン塗装を行います。アリーナを囲むように緑斜線と赤線で示したところが2階点検通路のクラック補修、防じん塗装箇所となります。また、トイレについては和式トイレを全て洋式化することといたしました。

今回の復旧工事は、工程表（案）の中で示しておりますとおり、3つの補助金及び一般財源にて行うものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） それでは、議案第60号 工事請負契約の変更について、内容のご説明を申し上げます。

今回の変更は、平成31年3月6日に町議会の議決をいただきました家老ため池放射性物質対策工事に係る工事請負契約について、工事施工に当たり施工前の採泥、汚染濃度分析を実施した結果、施工範囲外の箇所において基準を超える汚染が確認されたため、工事費の契約額3億2,924万8,800円を3億4,069万5,400円に増額し、工事の内容の一部を変更しようとするものでございます。

議案第60号別紙資料1をごらんください。第1回工事請負変更契約書になります。第2条におきまして、工事請負代金1,144万6,600円を増額するものでございます。そのほか契約の条項について変更はございません。

議案第60号別紙資料2をごらんください。中段左側部に今回の主な変更内容を記載しております。底質除去工に関しまして、施工前の採泥、汚染濃度分析の結果により、施工範囲外の箇所において汚染濃度基準キログラム当たり8,000ベクレルを超過する汚染が確認され、施工対象とする範囲を見直したものであります。

次に、発生土処理工につきまして、施工完了箇所のしゅんせつ除去厚を当初の35センチ厚から15センチ厚に変更したことに伴い、発生土処理量が減少したものです。

放射性物質濃度分析につきましては、施工範囲面積増加に伴い、土壌分析試料数が増加したもので

あります。

右側上部に家老ため池の配置図面が記載されておりますが、黄色と青着色部が当初計画面積で、対策が完了し除去厚が変更になった箇所が青色着色部、赤く着色された部分が増加する施工範囲となり、しゅんせつ深は青色着色と同じ15センチ厚で、2,168平方メートルの追加施工、発生土処理工39袋の減、放射性物質分析は基準により1,000平米当たり施工前後3点のマニュアル換算により18増の80地点となるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 今回の主な変更点の中に、8,000ベクレルを超える汚染が確認されたところなのですが、どのくらいの数字が出たのですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 1万2,000ベクレルという数字となっております。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） これため池除染は、これから農業をやっていく場合に、農業用水というか、この家老の場合は特に限りなく帰還困難区域に近いものですから、こういったことが起きるということは想定できると思うのですけれども、これをきっちりやれば、まだ雨水がたまってきたり、いろんな方面からここにため池に水がたまって農業に関してこれから安心してこの水を引けるといところまでいけるのでしょうか。まだこういうことが起きるのでしょうか。その辺どうなのですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 今回面積がふえたポイントにつきましては、事前の調査をやった中でポイントの中に入っていた部分なのですが、8,000ベクレルを下回っていたという結果のもとに、今回結果が1万2,000という結果で再度行うものでございます。事前に行って工事が終わっている箇所につきましてはかなりの、98から99%ぐらいの低減率がこれまでの実績でなっております。なおかつ施工をした箇所につきましては1年後を目安に再度検査を行うことになっておりまして、前に行った6池につきましては今年度内に調査を行いまして、また議会に報告はさせていただきたいという考えでございますので、これまでの経緯をたどりまして除染後につきましてはかなりの低減が見られますので、そのような考え方で確認をともに実施してまいりたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 平成30年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。決算の認定につきましては一般会計、特別会計を続けて朗読を求め、会計管理者よりあわせて概要の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

認定第1号から第9号まで続けて総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時56分）

再 開 （午後 零時56分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、会計管理者より一般会計、特別会計あわせて決算の概要についての説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（三瓶直人君） こんにちは。平成30年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

議員の皆様にはあらかじめ配付してあります平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要説明書によりご説明いたします。

1 ページをお開きください。平成30年度富岡町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきましては、出納閉鎖期日である令和元年5月31日をもって出納を閉鎖し、歳入歳出予算について調整し決算いたしました。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定により、関係書類を添えて令和元年7月1日付で富岡町長に提出しております。

平成30年度富岡町一般会計歳入歳出決算。1、歳入について。歳入総額は267億3,664万2,049円で、

予算現額218億9,144万8,000円に対し、収入割合は122.13%となりました。調定額は268億2,000万9,366円で、調定額に対する収入割合は99.69%となりました。調定額に対して収入未済となったものは、町税2,779万7,392円、使用料及び手数料1,264万810円、県支出金3,177万8,000円、財産収入4万5,000円、諸収入86万6,000円であり、総額は2,312万7,202円となりました。不納欠損額は町税1,019万8,815円、使用料及び手数料4万1,300円、総額1,024万115円となりました。収入済額のうち基金からの繰入金の総額は30億8,760万1,088円となり、内訳は財政調整基金4,179万1,000円、災害復興基金1,797万8,000円、電源立地地域対策交付金公共用施設維持基金1億1,200万円、公共用施設維持運営基金5億3,600万円、双葉地区教育構想支援基金82万円、復興交付金基金（2件）11億8万6,000円、福島再生加速化交付金基金（4件）12億7,822万5,000円、森林環境交付金基金70万1,088円でありま

す。

2、歳出について。歳出総額は、199億7,091万9,873円で、予算現額218億9,144万8,000円に対し91.23%の執行率となり、50万円以上の不用額が生じたものは議会費1件、総務費18件、民生費16件、衛生費7件、労働費ゼロ件、農林水産業費5件、商工費6件、土木費11件、消防費12件、教育費21件、災害復旧費4件であり、不用額の総額は6億874万1,127円となりました。予算を流用したものの352件、1億3,496万9,000円、予備費を充当したものの11件、1,898万6,000円。

3、実質収支の状況について。歳入総額267億3,664万2,049円、歳出総額199億7,091万9,873円、歳入歳出差引額67億6,572万2,176円、次年度へ繰り越すべき財源12億9,297万7,000円、実質収支額54億7,274万5,176円、基金繰入額28億円となっております。

4、財産等の状況について。平成30年度財産に関する調書は、決算書中174ページから181ページのとおりであります。

平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算から平成30年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の説明につきましては、3、実質収支の状況についてのうち実質収支額の朗読をもって報告とさせていただきます。

3ページをごらんください。平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額2億940万9,862円。

4ページをお開きください。平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額254万537円。

5ページをごらんください。平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額2,056万4,224円。

6ページをお開きください。平成30年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額320万1,649円。

7ページをごらんください。平成30年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額2,816万1,644円。

8 ページをお開きください。平成30年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額 1 億5,111万1,688円。

9 ページをごらんください。平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、実質収支額 252万7,520円。

10ページをごらんください。平成30年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算、実質収支額98万9,935円。

以上で平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の概要について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、代表監査委員より決算審査意見書の朗読を求めます。

なお、特別会計もあわせてお願いいたします。

代表監査委員、坂本和久君。

○代表監査委員（坂本和久君） 意見書の朗読の前に、資料の一部訂正をお願いいたします。

1 ページをお開きください。下から2段目の後半の「平成29年度の各会計」を「30年度」にご訂正願います。本来意見書で大変重要な書類で訂正方お願いするのは大変恐縮に思っております。今後このようなことがないように注意いたします。

それでは、監査委員より平成30年度一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査意見書を朗読いたします。

1 ページ目をお開きください。平成30年度決算審査意見書。1、審査の概要。(1)、審査の対象。

①、平成30年度富岡町一般会計歳入歳出決算書。②、平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。③、平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。④、平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。⑤、平成30年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書。⑥、平成30年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書。⑦、平成30年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書。⑧、平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。⑨、平成30年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算書。⑩、平成30年度における基金の運用状況について。

(2)、審査の期間。令和元年8月5日月曜日、6日火曜日、7日水曜日までの3日間。

2、審査の基本方針。平成30年度の決算審査に当たっては、町長から送付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金の運用状況について。①、決算の計数は正確であるか。②、予算の執行は、関係法令及び議決の趣旨に沿って適正に行われたか。③、収入支出事務は、会計法規に基づいて処理されているか。④、決算書は、目的に沿っているか。⑤、補助金は、目的に沿っているか。⑥、財産の管理は適正か。⑦、予算に定める目的に従って、事務事業が効果的・経済的・合法的に執行されているか。⑧、基金の設置目的に沿って、適正かつ効果的に運用されているか。また計数的に正確であるか。

以上を基本方針として、歳入歳出決算書及び基金の運用状況調書並びに各課等から提出された関係書類や資料を照査し、また関係職員の説明を聴取するなど、さらには例月出納検査の結果も参考にし、て審査した。

3、審査の結果。初めに総体的な審査結果について、令和元年8月8日に町長から送付された、平成30年度の各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令等に準拠して調製され、決算の計数は会計管理者所管の証票書類と一致し、正確であり、予算の執行については、一部努力を要する部分があると見受けられたが、おおむね適正に行われ所期の成果をおさめたものと認めた。また、令和元年8月5日に町長から送付された平成30年度における基金の運用状況については、設置の目的に沿って適正かつ効果的に運用され、計数的にも誤りはなく、その運用は適正であると認めた。

4、決算の総括から11ページ中ほどの8、財産に関する状況については、各項目にコメントしてありますので、朗読を省略し、むすびを朗読いたします。11ページをお開きください。むすび。今回の決算審査は、昨年度の決算審査や例月出納検査等において指摘、指導した事項を改善しているか、また、条例や規則などの例規を遵守し、厳格さを持って事務執行に努めているかに着目し、特に今回は昨年度実施された主要な建設事業の現地調査を重点項目として審査を行った。

帰還困難区域を除く避難指示が解除されてから2年5カ月が経過し、町内居住者も1,000人を超え、徐々ににぎわいも戻りつつあると感じられる。そのような中で、今後は帰還困難区域の復興に向けた特定復興再生拠点区域の復旧・復興、さらなる定住人口や交流人口の増加を促進する施策、全国に分散している町民の支援や町とのつながりを維持する施策の継続等が主要な政策になるものと推測されるが、量的にも質的にも既存の枠組みにとらわれない斬新かつ果敢な行財政運営が引き続き求められるところである。

平成30年度決算においては、一般会計の決算規模は歳入267億3,664万2,049円、歳出199億7,091万9,873円、特別会計が歳入60億2,480万3,634円、歳出54億9,629万6,580円で、一般会計と特別会計を合計した決算総額では、歳入327億6,144万5,683円、歳出254億6,721万6,453円となっており、総体的にはおおむね適切に事務処理が行われたものと判断する。

また、財政状況においては、実質公債比率が昨年度より1.5ポイント減となる4.6%となっており、町債においても一般会計及び特別会計を合わせた現在高の総額は33億9,632万8,000円で、前年度より5億3,698万8,000円減少するなど、着実に財政の健全化が図られているものと評価する。

歳入においては、一般会計の歳入決算総額における収入未済額が7,312万7,202円、不納欠損額は1,024万115円となっているが、内訳は町税2,779万7,392円、使用料及び手数料1,262万4,410円、県支出金3,177万8,000円、諸収入86万6,000円となっている。また、不納欠損は町税1,019万8,815円、手数料4万1,300円である。

これらのうち繰越事業に係る未収入特定財源を除く収入未済については、受益者負担の公平性の観点に加え、今後納税意識の低下による滞納者の増加も懸念されることから、各担当部署で保持する滞

納者の状況等の情報共有や行政組織内の連携強化を図るとともに、滞納を解消する創意工夫と地道な努力を引き続き要望する。

また、一般会計において、5億6,563万5,996円の歳入欠陥が生じており、内容を聴取した結果、本件についてはやむを得ない事務処理であったと判断したが、歳入欠陥は歳出予算の執行を阻害するおそれもあることから、安易に歳入欠陥を生じさせることのないよう、適正な予算要求と執行管理に努めていただきたい。

歳出においては、一般会計の予算未執行額の割合が2.78%で、不用額の総額は6億874万1,127円となっている。不用額を出す要因としては、年度末まで支出の可能性があるため予算を確保しておくべきものや事業の改善、工夫による節減によるもののほかは、過大な積算によるものの、契約差金が生じたもの、他官庁との協議によるおくれ等で事業未了となるものなどが考えられる。以前の決算審査において指摘した支出見込みがないにもかかわらず減額補正をせず、安易に不用額を生じさせている事案については、改善も見受けられたが、これらは効率的な予算の再分配を阻害し、貴重な予算をみすみす不用額として処理する結果となってしまうので、引き続き最後まで丁寧に予算管理を行っていただきたい。

震災以降、予算規模が増大する中で、ともすると予算計上、予算執行に緩みが生じる傾向も否定できず、予算編成に当たっては、明確な事業計画に基づく精密な予算見積もりによる予算計上、情勢の変化に伴う更正や追加などを適宜行い、安易かつ過大な予算要求は厳に慎むとともに、予算主義の原則を厳守し、適切な予算要求を心がけていただきたい。そして、その執行に当たっては、前例にとらわれないより柔軟な創意工夫により、地方自治法の趣旨である最少の経費で最大の効果を上げるよう努めていただきたい。今回の現地視察においては、不用となった既存の備品等をリサイクルするなどして、経費の節減に努めていた好事例があったので、このような取り組みを全庁的にも奨励したい。

昨年度の決算審査においては、担当職員の財務に関する知識不足や経験不足に起因すると推測されるミスが散見されたことから、職員研修やOJTの実施等、職員の実務能力向上のための対策を講じられるよう要望したが、令和元年度において、職員研修実施計画に基づき年間を通しての研修が既に実施されていることは、改善の取り組みとして評価に値するものであり、職員の実務能力の向上に資することを期待する。

また、教育委員会において実施されている交流事業補助金については、交流人口の増加を図る上で効果が期待できると思われることから、広く制度の周知を図るとともに、事業の拡充等についても検討いただきたい。

以上、適切かつ柔軟な事務処理の継続と本審査における指摘、要望事項の改善を望み、平成30年度の決算審査の意見とする。

以上です。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

決算審査の参考に資するため、この後休議をし、ふれあいドーム及び水産業協同利用施設の現地調査を実施したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

ただいまより休議をして、先にふれあいドーム、次に水産業協同利用施設の現地調査を行いますので、各自速やかに現地に集合していただきますようお願いいたします。

それでは、2時まで休議いたします。

休 議 （午後 1時20分）

再 開 （午後 2時01分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたしますが、真剣に現地調査をしてきたので、休憩の要望があったものですから、2時15分まで休議いたします。

休 議 （午後 2時01分）

再 開 （午後 2時09分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

それでは、これより認定第1号 平成30年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての審議に入ります。

この際、審議の順序についてお諮りいたします。慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、12ページをお開きください。12、13ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 22、23ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 24、25ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 26、27ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 28、29ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 30、31ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 32、33ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 34、35ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 36、37ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 38、39ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 40、41ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 42、43ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 44、45ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 46、47ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 48、49ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 50、51ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 52、53ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 54、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 56、57ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 58、59ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 60、61ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 62、63ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 64、65ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 66、67ページ。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 67ページの下空き家・空き地バンク事業委託料ということなのですが、こちらの資料を見させていただくと、成約件数が1件のみということなのですが、今後もこの空き家・空き地バンクの委託をされるのかどうか。大分不動産事業者も町に進出してきているので、そろそろ必要ないのかなと感じているのですが、その辺どのように町でお考えになっているのかと、あとこの458万円というのはどういったところに使われているのかをちょっと内容をお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） ご質問のありました空き家・空き地バンク事業でございますが、今年度で3年目を迎えてございます。今ほどありましたとおり、成約件数については1件という形でございますが、さまざま事業展開をしている中で、民業圧迫ではないかという声もご意見もいただいております。また、昨年度におきましても議員からもこの点についてはご質問いただいたところでありまして、今年度に入り事業の中の精査をしているところでございます。現在町内では6事業者が宅建事業者として商工会に加盟の事業者が6業者でございますが、そういう動きもあり、この事業目的は一定程度の達成がしたのではないかと考えてございます。つきましては、今年度事業でこの空き家・空き地バンク事業については一旦終了し、先日ご質問があった特定空き家等々がございまして、その事業内容等についてももう一度見直しが必要だと考えてございます。

2つ目の内訳ということでございますが、金額が458万8,920円ということでございますが、うちそのホームページ等々の更新等で330万円程度経費がかかっているものであり、残りは受付等々、それから相談窓口等々で実施しているものでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 本年度で事業を終了ということで理解しました。

この委託は、とみおかプラスに委託されているということで、とみおかプラスの下に運営補助金というの記載されていますが、とみおかプラスとしてもいろいろと事業を展開されて評価はさせていただいているのですが、今度観光協会が再開されるということで、来年度の事業費に関してとみおかプラスとバッティングしているところもあるのではないかと思います。その辺の予算どりをしっかり精査していただいて、事業費を算出していただきたいと思うのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） とみおかプラスの会社そのものの性質でございますが、民が活性化していくまでのつなぎという形の会社でもございます。となりますと、観光協会がこれから設立という形になってきますので、一定程度の目的は果たしたと考えております。つきましては、先ほど代表監査委員のご指導もありましたとおり、適正な予算という形になっておりますので、しっかり産業振興課とも詰めながらその予算計上については吟味したいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、68、69ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 70、71ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 72、73ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 74、75ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 76、77ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 78、79ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 80、81ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 82、83ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 84、85ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 86、87ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 88、89ページ。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 一番上の20の扶助費の不用額が700万円、パーセンテージにするとそんな大きな数字ではないのですが、不用額が生じた原因というのは何なのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） この不用額につきましては、社会福祉事業費の対象がここでいきますと自立支援事業や相談事業等、福祉給付を受ける方に対しての予算でございますので、最終的に3月31日までこういった方が申請されるかがわかりませんので、つかみで持たせていただいていたものでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） そうすると、もともと当初から人数がどんどん減っていったというわけではなくて、町民として扶助する人が減っていったというわけではなくて、ある程度の枠で押さえていたということよろしいのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 議員おっしゃるとおり、対象者の減少ではなく、我々としましては継続してサービスができるように最後までサービス費を持たせていただいていたということでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、90、91ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 92、93ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 94、95ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 96、97ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 98、99ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 100、101ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 102、103ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 104、105ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 106、107ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 108、109ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 110、111ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 112、113ページ。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 113ページの7の診療所費の11の需用費、これ予算そのまま不用額になっているのですが、この原因をお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの100万円、需用費につきましては、診療所で修繕等が発生した際の修繕費として確保していたものでございましたが、修繕が発生しませんでしたので、そのまま不用額ということで処理をさせていただきます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、114、115ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 116、117ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 118、119ページ。

- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 120、121ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 122、123ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 124、125ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 126、127ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 128、129ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 130、131ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 132、133ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 134、135ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 136、137ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 138、139ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 140、141ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 142、143ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 144、145ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 146、147ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 148、149ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 150、151ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 152、153ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 154、155ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 156、157ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 158、159ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 160、161ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 162、163ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 164、165ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 166、167ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 168、169ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 170、171ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 173ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 174、175ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 176、177ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 178、179ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 180、181ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。
総括で質疑を賜ります。ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第1号 平成30年度富岡町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

審議の方法につきましては、一般会計に準じて進めることにいたします。

それでは、190ページをお開きください。190、191ページございませぬか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 191ページですが、国民健康保険税のところの滞納繰越分のところ、不納欠損が500万円ほど出ているのですけれども、これはなぜ不納欠損になってしまったのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 税務課長。

○税務課長（小林元一君） 国保税の不納欠損につきましては、震災前の平成22年度以前の滞納未納額でございまして、それが5年以上の経過ということで時効による不納欠損額でございまして。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、192、193ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 194、195ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 196、197ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 198、199ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 200、201ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 202、203ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 204、205ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 206、207ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 208、209ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 210、211ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 212、213ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 215ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 216、217ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。
総括で質疑を賜ります。ございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。
それでは、認定第2号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（塚野芳美君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、認定第3号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件につきましては、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

224ページから233ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終了いたします。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第3号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第4号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

240ページから251ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第4号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第5号 平成30年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

258ページから269ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第5号 平成30年度富岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第6号 平成30年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

276ページから283ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第6号 平成30年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第7号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

それでは、290ページをお開きください。290、291ページ、ございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 介護保険者の保険料で、現年度分で未収が何か発生しているみたいなのですが、どういった事情で。

○議長（塚野芳美君） はっきり聞いてください。

○7番（遠藤一善君） 済みません。291ページの保険料の第1号被保険者の保険料の現年度分で、収入未済額が出ているのですけれども、これのなぜ起きたのか、ちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ただいまの件につきまして、手持ちの資料では明確にお答えすることができませんので、後ほどお時間いただきまして、調べた上で回答させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 （午後 2時30分）

再 開 （午後 2時33分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） お時間いただき申しわけございませんでした。未納の部分につきましては、新規の転入者あるいは解除済み区域にお住まいで収入が633万円以上の収入のある方が徴収対象となります。そのうち3名の方、ご事情は確認できませんが、まだ未納の方3名いらっしゃるということで、その方につきましては今後も納入の案内を進めてまいりますので、以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、292ページ、293ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 294、295ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 296、297ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 298、299ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 300、301ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 302、303ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 304、305ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 306、307ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 308、309ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 310、311ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 312、313ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 315ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 316、317ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。
総括で質疑を賜ります。ございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第7号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第8号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件につきましては、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

324ページから333ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終了いたします。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第8号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第9号 平成30年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

340ページから345ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

それでは、認定第9号 平成30年度富岡町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日12日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時37分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 安 藤 正 純

議 員 宇 佐 神 幸 一

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和元年第5回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

令和元年9月12日(木) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第61号 令和元年度富岡町一般会計補正予算(第2号)

議案第62号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第63号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第64号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第65号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第66号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第67号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第68号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第69号 令和元年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

日程第3 委員会報告

1、総務文教常任委員会報告

2、産業厚生常任委員会報告

3、議会運営委員会報告

4、議会報編集特別委員会報告

5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(14名)

1番 渡辺英博君

2番 渡辺正道君

3番 高野匠美君

4番 渡辺高一君

5番 堀本典明君

6番 早川恒久君

7番 遠藤一善君

8番 安藤正純君

9番 宇佐神 幸一 君
11番 黒澤 英男 君
13番 渡辺 三男 君

10番 高野 泰 君
12番 高橋 実 君
14番 塚野 芳美 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	宮 本 皓 一 君
副 町 長	高 橋 保 明 君
副 町 長	滝 沢 一 美 君
教 育 長	石 井 賢 一 君
会 計 管 理 者	三 瓶 直 人 君
総 務 課 長	林 紀 夫 君
企 画 課 長	原 田 徳 仁 君
税 務 課 長	小 林 元 一 君
住 民 課 長	植 杉 昭 弘 君
福 祉 課 長	杉 本 良 君
健康づくり課長	遠 藤 博 生 君
生活環境課長	黒 澤 真 也 君
産業振興課長	猪 狩 力 君
都市整備課長	竹 原 信 也 君
教育総務課長	飯 塚 裕 之 君
参 事 兼 生涯学習課長	三 瓶 清 一 君
郡 山 支 所 長	斉 藤 一 宏 君
参 事 兼 いわき支所長	三 瓶 雅 弘 君
総 務 課 主幹兼課長補佐	猪 狩 直 恵 君
代表監査委員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 志 賀 智 秀
事 務 局

議 庶	會 務	事 務	局 長	猪	狩	英	伸
議 庶	會 務	事 務	局 查	杉	本	亜	季

開 議 (午前 9時58分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第5回富岡町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

10番 高野 泰 君

11番 黒澤 英男 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第61号 令和元年度富岡町一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

[総務課主幹兼課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長(林 紀夫君) おはようございます。議案第61号 令和元年度富岡町一般会計補正予算(第2号)の内容についてご説明をいたします。

今回の補正は、当初予算の編成から半年が経過し、その後に生じた諸事情に対応するため、町政執行上必要とされる経費について既定の予算に歳入歳出それぞれ28億3,775万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ229億3,695万4,000円とするものでございます。

初めに、歳入補正の主な内容についてご説明をいたします。3ページをお開きいただきたいと思います。第8款地方特例交付金、第1項地方特例交付金につきましては、減収補てん特例交付金の本年

度交付額の決定により273万9,000円を増額するものであり、第9款地方交付税、第1項地方交付税につきましても、普通地方交付税の本年度交付額の決定により7,380万7,000円を増額するものであります。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、総合スポーツセンターなどの使用実績により使用料を9万1,000円増額するものでございます。

第13款国庫支出金2億2,856万4,000円の減額は、第1項国庫負担金において第二小学校体育館復旧工事費の国庫負担額の内示があったことにより、公立諸学校建物其他災害復旧負担金582万6,000円の減、第2項国庫補助金において子ども・子育て支援事業補助金などの増による民生費国庫補助金1,141万9,000円の増額、福島再生加速化交付金の事業精査、それから確定による災害復旧費国庫補助金2億3,270万3,000円の減額、サケふ化施設等整備事業の財源組み替えによる東日本大震災復興交付金4,995万円の減額などにより2億7,323万4,000円の減、第3項国庫委託金において福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金などの事業精査確定による災害復旧費国庫委託金5,049万6,000円の増によるものでございます。

第14款県支出金1億104万1,000円を増額は、第2項県補助金において営農再開支援事業補助金やふくしま森林再生事業補助金の追加決定があったことにより、農林水産業費県補助金9,898万5,000円を増額、オリンピック・パラリンピック競技大会開催準備事業補助金など教育費県補助金120万円の増額などにより9,702万5,000円の増、第3項県委託金において福島県議会一般選挙に係る委託金などの増額により総務費県委託金401万6,000円の増によるものでございます。

第15款財産収入、第1項財産運用収入につきましては、再エネ施設出資配当金の収入実績により5,817万1,000円を増額するものであります。

第17款繰入金につきましては、第1項特別会計繰入金で過年度精算による特別会計繰入金を1,477万2,000円を増額するとともに、第2項基金繰入金において、財政調整基金繰入金2億6,161万2,000円の増を初め、復興交付金基金繰入金や福島再生加速化交付金基金繰入金などの増減により1億6,107万4,000円の増額となったことで、総額で1億7,584万6,000円の増となったものでございます。

おめくりいただき、4ページをごらんいただきたいと思います。第18款繰越金、第1項繰越金につきましては、平成30年度実質収支額54億7,274万5,176円のうち、地方自治法第233条の2の規定により28億円を財政調整基金に積み立て、残額から既に予算計上しております5,000万円を控除した26億2,274万5,000円を増額計上するものでございます。

第19款諸収入、第4項雑入につきましては、原子力事故損害賠償金などの収入実績により3,188万1,000円を増額計上するものであります。

これらにより、歳入合計28億3,775万7,000円を増額補正となっております。

次に、歳出の主な内容についてご説明をいたします。5ページをごらんいただきたいと思います。第1款議会費、第1項議会費49万6,000円の減額は、人事異動に伴う事務局職員の給与等の減による

ものでございます。

第2款総務費26億5,969万4,000円の増額は、第1項総務管理費において給与費などの減による一般管理費3,680万6,000円の減、新聞配達事業に係るとみおかプラス運営補助金の減などによるもので企画費1,287万6,000円の減、繰越金などの積み立てによる町勢振興基金費26億7,497万3,000円の増などで計26億5,882万5,000円の増額、第2項徴税費において327万4,000円の減額、第3項戸籍住民基本台帳費において105万3,000円の減額、第4項選挙費において377万5,000円の増額、第5項統計調査費において142万1,000円の増額によるものでございます。

第3款民生費5,267万2,000円の増額は、第1項社会福祉費において給与費や共生型サポート拠点整備事業費の増などにより4,997万3,000円の増額、第3項災害救助費において給与費や町内放射線量情報サイト業務費の増などにより269万9,000円の増額となったことによるものでございます。なお、第2項児童福祉費につきましては、財源を更正するものでございます。

第4款衛生費につきましては、第1項保健衛生費で給与費の減などにより702万8,000円の減額、第3項上水道費で双葉地方水道企業団負担金760万円の増額により57万2,000円の減となっております。

第6款農林水産業費3億464万9,000円の増額は、第1項農業費において農業総務事務諸経費を減とする一方で、給与費、営農再開支援事業費や農地基盤整備対策事業費を増とすることなどにより2億1,937万9,000円の増額、第2項林業費においてふくしま森林再生事業費を8,527万円増額することによるものでございます。なお、第3項水産業費につきましては、財源を更正するものでございます。

おめぐりいただきまして、6ページをごらんください。第7款商工費、第1項商工費につきましては、給与費や工業団地事業費の増額に加え、再エネ復興まちづくり基金積立金の増額などにより1億1,072万1,000円の増額となったものでございます。

第8款土木費2,284万1,000円の減額は、第1項土木管理費において92万円の増、第2項道路橋梁費において3,000万円の増、第4項都市計画費において都市計画事業委託料を増額計上する一方で、曲田土地区画整理事業特別会計繰出金や公共下水道事業特別会計繰出金などを減額することにより、5,376万1,000円の減となったことによるものでございます。なお、第5項住宅費につきましては、財源を更正するものでございます。

第9款消防費、第1項消防費892万7,000円の増額は、消防施設維持補修費や防災事務諸経費などの増によるものでございます。

第10款教育費につきましては、第1項教育総務費において人事異動に伴う給与費の増などにより4,181万2,000円の増額、第2項小学校費において不要物処分等委託料の減による第一小学校施設維持管理諸経費2,288万9,000円の減額、第3項中学校費において不要物処分等委託料の減による第二中学校施設維持管理諸経費など346万3,000円の減額、第4項幼稚園費において給与費2,608万円の増額、第5項社会教育費においてアーカイブ施設建築工事の工事請負契約が締結されたことで、本年度支出上限額が確定したことなどにより3億3,832万8,000円の減額、第6項保健体育費においてオリンピッ

ク・パラリンピック開催準備事業費の計上や多目的広場駐車場舗装工事費の計上などで1,019万5,000円の増額、これらにより2億8,659万3,000円の減となったものでございます。

第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費1,045万2,000円の増額につきましては、給与費の増によるものでございます。

以上のことから、歳出合計28億3,775万7,000円の増額補正となったものでございます。

8ページ、9ページ、第2表、継続費補正をごらんください。第7款商工費、第1項商工費、事業名、富岡産業団地整備事業につきましては、総額54億3,800万円を総額54億7,853万円に増額補正し、これに伴い年割額を平成30年度5億8,566万円、令和元年度24億1,437万円、令和2年度24億7,850万円と変更するものでございます。第10款教育費、第5項社会教育費、事業名、富岡町アーカイブ施設整備事業につきましては、総額の変更補正はございませんが、年割額を令和元年度3億8,819万円、令和2年度6億8,226万6,000円、令和3年度9億1,809万7,000円とそれぞれ変更をするものでございます。

おめくりいただき10ページ、第3表、繰越明許費補正をごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、共生型サポート拠点整備事業費2,200万円、第6款農林水産業費、第2項林業費、事業名、ふくしま森林再生事業費1億7,127万円、加えて第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良事業費6億9,200万円について繰越明許費の追加設定をするものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の概要でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

14ページをお開きください。14、15ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページ。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 17ページの営農再開支援事業補助金、これについて簡単に説明してください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） こちらにつきましては、全員協議会の中でも営農再開の方針の裏面に農作業の委託、さらには賃借等をするなどの農地集積に向けた担い手と貸し手のマッチング作業を行うに当たりまして、隣接町村で実績を上げているJA福島さくら農業協同組合にその作業を委託する補助金とするものでございます。

以上です。

- 議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。
- 8番（安藤正純君） 俗にがんばる補助金とはまた別ということによろしいのでしょうか。
- 議長（塚野芳美君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（猪狩 力君） がんばる農業とは別なものでございます。
- 議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございますか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、18、19ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 20、21ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 22、23ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 24、25ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 26、27ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 28、29ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 30、31ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 32、33ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 34、35ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 36、37ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 38、39ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 40、41ページ。
- 7番、遠藤一善君。
- 7番（遠藤一善君） 41ページ、一番下のところの林業費の農業振興費のところ、ふくしま森林再生事業費の調査設計監理と森林整備等があるのですが、常任委員会の報告がある程度書いてあった

のですけれども、もうちょっと詳しく、再生の事業の内容を詳しく教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） こちらにつきましては、原子力災害の中で森林整備が放射性物質等に影響がございます。そんな中で森林整備を行いながら、林業生産活動が停滞している状況でございますので、森林の荒廃が進んでいることから森林整備、あわせて放射性物質対策を一体的に推進する事業でございます。この事業費につきましては、町内を32林班に分けて、分類でいいますと数は35分類になってしまうのですが、それを毎年度補助金を活用しながら整備していくというものでございます。今回予算に計上しております調査設計監理委託料につきましては、年度別の計画を策定するものと同意取得を得るもの、続いて森林整備等委託につきましては間伐、それから路網整備を行う予算となっております。なお、こちらにつきましては10ページにもございます繰越明許で今年度、昨年度から引き続き同意取得を行っているものと今回予算計上しているものが次年度に繰り越すというようなことで続いていくようなものになります。今回は、今年度に限ってはさっきの繰り越した分の同意取得を得たものに行っています。次の来年度に向けて繰り越す金額につきましては、また別な場所の作業の費用となっておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 同意取得と全体計画のところはわかるのですけれども、そうしますと今年度は森林整備に関してはまだ着手になってくるということはないのでしょうか。もし着手があるのであれば、どの辺の地区を先行してやるのか教えていただきたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 現場の着手は、同意取得があった後に入ることになるのですが、今年度中はちょっと困難かなと思っております。なお、ご質問ありました場所につきましては、町内の中の5林班という区分になりますが、仏浜、中央、大膳町、下郡山、毛萱などの地区を想定して実施しております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今年度は森林整備、まだ入らないということなのですが、大きな方針として間伐とかいろいろ出ていたのですけれども、間伐というのは樹齢によっていろいろ変わってくると思うのですけれども、枝払いとか本来ある適正な木を育てるための間伐、そういうことも含めて入ってくるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 森林に入りまして路網整備の中で路網をつくり、さらには今おっしゃられた森林を守るための間伐です、森林の中で不要となるような状態の中で間伐して伐採したものをその現場にある程度の長さに置いて現地置きとするというような、そういった作業になるかと思

います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、42、43ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 44、45ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 46、47ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 48、49ページ。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 49ページ、一小、二中の不要物の内容、何で不要になったのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） お答えいたします。

まず、第一小学校につきましては、夏祭りの使用を想定いたしまして、こちらを東京電力の片づけの方々を中心に学校教職員及び役場職員で対応したものでございまして、委託はしなかったところでございます。それから、第二中学校につきましては、こちらも来年度の桜まつり等で使用できるものとして計上したものでございましたが、建物の損傷がひどく、とても人を建物に入れるような状況ではないということで、こちらは処分をしないということになったものでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 一小はいろんなところにお手伝い願って持ち出しなくなったことはいいことですし、二中、持ち出ししないのはいいのだけれども、最終的にはどうなのですか、このまま放置して、解体のとき国で全部やってもらうような話までいっているのですか。そこら辺教えてください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） 第二中学校につきましては、議員おっしゃられるとおりの内容でございます。解体時に中の不要物もあわせて処分いただくということでございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 今後もこういうことあるのだからかわかりませんが、あるときはよく確認した状態で、お手伝い願うところは願う、後で事業関係で処理してもらえるのであれば、そうする。これ合わせて2,700万円から財源、どういう財源、考えていたのだからちょっと見ても出てこなかったのだけれども、一般財源だとすれば2,700万円浮くということですので、各原課もこうい

う内容が生じたときはよく精査して、持ち出しのないように事業を進めてもらえるようお願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（飯塚裕之君） こちらの経費につきましては、補助の対象となるものはございませんでしたので、行うとすれば一般財源ということでございました。ですので、予算執行上、事業を行うに当たって、より精査した事業の内容、それから予算計上をしてみたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） お答えとしましては、教育総務課長と同様になるかもしれませんが、1点、やはりなかなか関係団体との協議が調わないということも、時間がかかるということもありますし、それからとはいえ事業の進みぐあいでは計画年度にそういうものを行わなければならないということも多々あると思いますので、当初予算においては安全側に立って計上はするものの、引き続き執行においては関係機関としっかりと協議、それからお願いをしながら、執行についてはしっかりと確認し、適正になるようにしてみたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、50、51ページ。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 51ページの一番下の生涯スポーツ振興事業費のスポーツ施設利用者宿泊費補助金についてなのですが、こちら町外から来てスポーツ施設を利用して宿泊した場合に補助を出していると思うのですが、こちらの具体的な件数と人数をお聞かせいただきたいのと、来年度もやるのかどうかを教えてください。

○議長（塚野芳美君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） お答えいたします。

現在も一部宿泊補助金ということで学生のために出しているところでありまして、今後も大体800泊、1週間程度150人泊まるというようなことがありまして、それに対しても補助金を出さなければならないということでございます。それで、原予算が足りなくなるのがわかっておりますので、予算を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） 今ほど生涯学習課長が実績についてはお答えしましたが、この夏において大学、その他の合宿が非常に多くご利用いただいたという状況でございます。来年度においても非常に交流、それから教育長、よくお話しされますが、交流から参画へという、関心を持ってもらって

参画へという、その流れをつくり出すためにもこの事業、非常に有効なものだと思いますので、来年度においても同様に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） この事業は、とてもすばらしい事業だと私も思っていますので、ぜひ来年度も行っていただくということで大変よろしいのかと思います。やはりまずは、富岡町に来ていただいて、これだけ立派なスポーツ施設があるわけですから、このスポーツ施設を利用していただいて、まず宿泊していただかないと先に進まないと思いますので、この辺来年度やるということであれば、どういう形でPRしていくのか、その辺何か考えあるか、お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 積極的にホームページ等、そういった形とか旅館の宿泊施設を含めまして、広報も含めまして外にPRしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） やはりPRしないことには、知らないでせっかく利用したいと思っている方もいても知らなかったでは済まされないので、しっかりとPRしていただきたい。今宿泊施設のお話もありましたが、富岡町には大分宿泊施設もふえたということもありますので、宿泊施設と連携して誘致していただければと思いますので、その辺再度お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 宿泊施設にも町ではこういった補助金の事業があります、宿泊に対する補助金の事業がありますということはPRしていきたいと考えています。よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、52、53ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 54、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 56、57ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 58、59ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） 所管でないのですが、ちょっとお聞きしたいのですが、先ほど補正にも営農関係の補正が出ましたが、今富岡町については耕作ができない水田等についての方向性がちょっと見えていないと思うのですが、これから土地を持っている農家の方にどのように指導またはどのように支援をしていくのか、お考えを教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 今現時点で耕作ができない水田またはそういった土地をお持ちの方の農業をされている農家の方への指導ということでございますが、今後は今現時点ではなかなか基幹水路は流れているものの、全ての水路については土砂堆積等が見られたり活用できない状況にあります。今産業振興課としましては、そういった水路の除草を進めながら、土砂の状況を見ながら、今後は土砂堆積を進めるというような、まずは営農ができるような状況をつくるというような形で取り組んでいるところです。なおかつ農業を今後考えていらっしゃるというような方につきましては、営農のいろんなそういった座談会等を通しながら町の考え方を示しながら、農地の面積を積み重ね、今後施設整備を考えていますというようなメッセージを発信している状況で、町の広報紙等を使いながら発信しているような状況でございます。その中でどうしても農家の方が水稻作付をメインとして町は考えてございますが、それ以外の作付につきましてはどういったものがあるかなども考えながら、既に営農を再開されている方もいらっしゃいますので、そういった方からのそういった考え方を聞きながら、農家の方に営農再開意欲を持っていただけるような取り組みを進めていきたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） 今お答えいただきました方向性はよく見えるのですが、やっぱり農地を持っている方たちは今まで震災前は共同で水路を直したり、また水を確保したりという形がありましたので、基本的に周りのやる方が少なくなってくるとやっぱりどうしても意欲もなくなってくると思うので、これからは地域ごとに合うような作物の指導も徹底というよりも、できるような方向性を昨日も答えていらっしゃいましたけれども、していただくのも必要かと思うのですが、そういう指導ももちろんなさるということでよろしいのですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） まずは、先ほど言いましたように座談会等で既存で進めている方のご意見いただき、それをフィードバックしようという考え方でございます。指導というよりは、いろいろ相談をいただいた農家の皆さんに今後何が作付したいというようなご意見をいただきましたら、そういった部分につきましては県の普及所等のご協力もいただきながら、作付品目を決定していくようなところでございます。あと、町としましては、今水稻以外にはタマネギです、タマネギは県

の推奨作物になってございますので、そういったタマネギを広く農家の皆さんにPRして作付に結びつくような形で取り組んでいけたらと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 富岡町の森林の再生についてお尋ねします。富岡町は、帰還困難区域、居住制限区域、解除準備区域と線量、まちまちなのですけれども、やはり山の除染については今までは里山再生プロジェクトということで林野庁あたりがグリーンフィールド周辺をやられていましたけれども、イノシシが出てこない、隠れられないように間伐をする程度で、本当に本格除染というのにはほど遠い感じがするのですが。最近帰還困難区域特定復興拠点整備の中で、大菅地区においては福大が中心になって腐葉土もかき出すような除染やっています。放射能が樹皮とか幹とかどれくらい含まれているとか徹底した今除染研究やっていますので、富岡町内全部をそれやってくれというのもやはり線量の多い帰還困難区域なんかは、特に自宅から20メートルを超えたところも研究の結果を見ながらやってもらいたいと思うのですが、その辺は産業振興課と生活環境課と連絡とりながらやってほしいと思うのですけれども、その辺の考え方をちょっと聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） お答え申し上げます。

現在環境省によって行われております森林の除染というものにつきましては、議員ご承知のとおり宅地等に影響を及ぼすような範囲の中での、その範囲の中での除染ということにとどまっているところの状況ではございます。現在行われております福大の森林の試験です、そういったものや里山再生モデル事業、こういったもので行われました成果などを十分に勘案しまして、今後森林の除染の方法等については、町としてこういったやり方がいいのではないかとということでの提案というのは申し上げていきたいと考えておりますし、なおかつ産業振興課の森林再生のものに何とかそういった成果をつなげていければと当課としては考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 先ほども申し上げました福島森林再生事業につきましては、路網整備等や伐採によって放射性物質が拡散しないような目的もございますので、ただこの事業につきましては森林事業に取り組んでいる事業者数がなかなか農業もそうですけれども、森林につきましても地元事業者というのがなかなか少なく、毎年、毎年続けていく考えではいるものの、一度に海側から山側に向けて方向性で進めていく道筋はあるものの、やる面積をさらに広げてというところまではなかなか正直いかないところがありまして、ある程度限られた面積になりますけれども、そういった作業を順次行っていく考えでおりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番(安藤正純君) ぜひ担当課というか、縦割りになってしまって、私のところはここまでだよ、私のところはここまでやるよというふうではなくて、お互いに情報共有しながら、連絡とりながらいい方向でやってください。お願いします。

○議長(塚野芳美君) 生活環境課長。

○生活環境課長(黒澤真也君) ご指摘ありがとうございます。今後につきましては、当然当課だけで片づけられるというか、解決できる問題ではないと考えておりますので、横断的な対応ということでしっかり協議をして進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(塚野芳美君) 産業振興課長。

○産業振興課長(猪狩 力君) 産業振興課も計画を持って、内容につきましては横のつながりを持って事業を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(塚野芳美君) そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番(渡辺三男君) まず、今の1点、関連でちょっと1点だけ。30年度まで里山除染ということで試験除染であったわけです。その結果を踏まえてどうするか答えを出しますよということで、もう31年度も半分終わるわけです。そうすると、32年度からその結果を踏まえて何らかの除染始まるとすれば、もう予算要求のときに来ていると思いますので、答えはどう出ているのかお聞かせください。

あとは農業振興のことで、今管理組合で反3万5,000円で農地を管理しています。それがことしでなくなる、今年度でなくなるということで、新年度から前段の答弁のやりとりの中で出たと思うのですが、富岡を離れている人の農地に対しては富岡の管理組合とか、そういう人たちにお願すれば反当たり1万2,000円つきますよと、そういう話あったと思うのですが、町内に戻っている人にはつかないということで理解していいのだと思うのですが、町内に戻っている人の農地につかないとすれば、ちょっと私問題あるのかなと思うのです。その辺の中身、ちょっとお教えてください。

あと1つですが、全員協議会の中でこれ示されましたが、やっと農地も保全管理や耕作に動き出したと思うのですが、きのうかな、富岡町の広報が来ました。その中で農業者と担当課がいろんな協議している場が写真に載っていました。あの写真を見ますと、15人くらい載っているのかな、あれ。あの写真を見ると、農業者は三、四人しかいないのです。ほとんど担当課の職員とか、関連の農業者ではない人が大半なのです。そういう机の上でなかなかこれからの農業をどうしますかと考えていても大変な状況なのかなと思うのです。それで、面積的には波線で引いてありました部分を見ますと、330アールのうち280ヘクタールを農振地区に指定するということを書いてありますが、280ヘクタールを農振地区に指定していくのは、今からいろいろ相談してやっていくのだと思うのですが、ここの大原地区をどういう考えなのか。これ農業者の考えと当然私の考えも違うし、町執行部の考えも違うと思うのですが、富岡町振興のためには当然大原地区、農振地から外しておくのも一つの方法なのか

など思うのです。その辺は農業者の意向が一番だとは思いますが、その辺町としてはどんなふうな考え持っているか、考え持っているとすればお聞かせください。

あと1点なのですが、借り上げ住宅とかの補助の問題で、来年の3月31日で富岡町は全部もう切れると。困難区域抱えている6市町村の中で大熊と双葉だけがもう一年延長ですよというテレビ報道がありましたし、きのうの広報にも書かれていました。新聞報道ですか、きのうの広報に書かれていました。私としては、困難区域を抱えている富岡町がなぜ大熊と双葉と同じく並べないのだと。テレビ、新聞の報道だと、双葉と大熊に関しては生活できるような状況になっていないということでもう一年延長だということなのですが、1年延長ということは5年延長する可能性、私はあるのかなと思うのです。5年間は、拠点整備の中で5年かけてやるということですので、何もつukれないような状況の中で5年間延長する可能性はあると思うのです。そういう中で何で富岡だけが、富岡だけではないですが、富岡も一緒に肩並べできないのだと。困難区域を抱えている中で一緒に並んでいかないということは、やっぱり住民感情からしても私はおかしいと思うのです。その辺のやりとりがどうなっているかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） まず、1点目の里山除染についてお答え申し上げます。

里山再生モデル事業につきましては、除染につきましては昨年度までということで、事業自体は今年度までの事業ということで現在進められておまして、今年度のうちには里山再生モデル事業の何かしらの報告書、答え、回答が出るものと認識しております。現段階でその答えにつきましては、まだ手元に出てきていないような状況でございますが、今後そういった報告書ができ上がり次第、その結果を踏まえて今後の里山除染、森林除染のあり方等について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 保全管理に関する件でございますが、担い手に集積する候補の農地ということで、反当たり今まで3万5,000円だったものが1万2,000円という金額的には下がるものではございますけれども、こちらにつきましてはの採択の要件につきましては、地域営農再開ビジョン策定支援事業の活用等により担い手の確保に向けた取り組みということで、地域の方で営農するのだというような会合を持ったような形がとれば、金額は下がりますけれども、帰還する、しないではなく、今までのような形がとれるというような形で確認してございます。

それから、町の広報紙の中で二、三人ぐらいで写っている。実は、2日間行いまして地区ごとにやりました。実際には二、三名ではないのですけれども、ただそう多くはございませんでした。全員の農家に集まっていたという会合ではなくて、既に営農を再開されている方、意欲を持っている方、今後計画している方、あとは関係する団体等の方に集まっておきまして、机に各地区の農地の図面を広げながら今作付しているところの着色と来年作付する予定のところと、さらにはある程度

の年数は置きますけれども、将来的には営農を再開したいというような意向を確認しつつ、全体的に面積はどのくらいになるのかなというように会合を持ったものでございます。その中で意見出された、あの方は農業をこれから考えているような情報をいただきましたら、そこに町の職員も当たるといような意味合いのもので開催したものでございます。

大原地区につきましては、先ほどの会議の中でも同じような今後の農業について考えていらっしゃるし、今後法人を立ち上げるというようなことで出資して今準備をしているところでございます。ある程度まとまった農地でこれまで過去に圃場整備をしてきたところでございますので、そういったところは農家の方の意向を取り上げながら、今回の計画に盛り込んだというものでございます。なお、町の振興についてということでしたが、農振地域については5年ごとの見直しということもございまして、あとは部分的な見直しということもないわけではございません。今現時点で農家の方がやりたいという意向を酌みながら、町としては農振地域としての守っていく農地として考えていきたいということでございますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） 私からは、仮設借り上げ住宅の供用終了についてお答え申し上げます。

まず、仮設借り上げの令和2年3月までの供用期間につきましては福島県にて平成30年の8月に1度公表し、さらにことしの8月に再度、来年3月までの供用終了についての考え方を公表しているところでございます。これに当たりましては、まず県が主催する生活再建調整会議において協議を進めてまいりましたが、協議の方向性といったしましては、これは帰還困難区域、居住制限区域、解除になった区域とは区別せず協議はしているのですけれども、まず1つとして応急仮設住宅につきましてはあくまでも災害救助法に基づくものということから、避難者にとって住み続けることは必ずしも望ましいことではない。避難指示が継続している中であっても、安定した住まいへ移行が必要なことというのはお話がございました。またもう一つは、県内では復興公営住宅の整備が完了しましたので、避難者もそちらに入居していただいて、安定した住まいを確保できる状況になってきたのではないかと。あと、既に安定した住まいを確保して応急仮設住宅等を退去した避難者との公平性についての配慮が必要なこと。この観点から来年3月までの供用終了を決定したところでございます。また、私の中で大熊、双葉町の話がありましたが、まずは方向性のある中で大熊、双葉町につきましては、双葉町はご存じのとおりまだ全町避難が続いている状況でございます。大熊におきましてもことしの4月に一部地域については解除されたばかりで、まだまだ町内の復興、復旧が進んでいないことから、こちらについては令和3年3月までの延長というような方向性が決定されたところでございます。また、ご質問の中でもこのような延長につきましては、場合によっては双葉、大熊については今後5年継続するのではないかなというようにご質問もありました。これにつきましては、県でも今後も先ほどの調整会議というもので方向性を決定するものと思われませんが、例年ですと8月ごろにある程度の方向性が示されるとおっしゃいますので、大熊、双葉につきましても来年の8月にまた方向性が示されるものと

考えておることでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） ただいまの仮設借り上げの件でちょっと補足したいと思います。これについては、窓口は確かに住民課であります。私も県から相談を受けて今回で打ち切りますよという話を聞いております。そういう中で私は、やむを得ないだろうという答えを出したために富岡町が今回で打ち切られるというような状況になったと思いますが、その背景といいますのは解除してもう2年半になると。ことしを経過すれば3年ということになります。そして、県でも富岡町の場合には町内にも災害公営住宅がきちっと確立されている。それから、県で整備している災害公営住宅、これらに移行するための町民への周知徹底、そして今回これらの背景になります仮設住宅、これらのものの供用も今年度いっぱい終わるわけですが、県でも次の用途のためにそれを解体して新たに使うということもあるものですから、私は了解したところで。ただ、大熊町、双葉町等、困難区域があるから同じではないかという考えですが、それについても私は県にもお話をしました。ただ、これらについては大熊町や双葉町の場合には、大熊町、やっと6月に解除になったばかりなのです。それで、災害公営住宅、50戸ができたのです。今まだ完成していないところが若干ありますけれども。これから戻ってくる人をどのぐらい推計するのかわかりませんが、これらのものが来年度には予算がとれるような状況にありますから、大熊町はこれから、それから双葉町もこれからというような状況で、富岡町とは解除の時期が違うあるいは富岡町の場合には公営住宅がきちっと整備されているということで、富岡とは一線を画したところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 1点目の環境省の里山除染の結果ということですが、今年度も引き続き今結果を出しつつやっていますよということなものですから、方針が決まり次第示していただきたいと思っております。

あと、2点目の管理費の1万2,000円。これは、全員に維持管理をすれば全てに出ますよということで、それも理解しました。農業振興のためにやっと動き始まって、富岡でも基盤整備やらカントリーエレベーターやら、そういうものがきちっと示された中で、やっぱり一番重要なのは農地をきちっと、とりあえず作付できなくても農地に関してはきちっと維持管理をしていくというのが当面の一番の目的だと思いますので、その辺が出ることによって維持管理もきちっとできていくのかなと。また、一部から農業の作付も進んでいくのかなと思いますので、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思っております。

また、広報に出ました机の中の議論ということでしたが、課長の言うとおりの議論であればそれでいいのかなと思いますので、ぜひ農業者の意向を前向きに出してやらないと、ここまで衰退し

た農業、なかなか浮かび上がらないと思いますので、ぜひその辺をよろしくお願いします。

あと、大原地区の農振地の解除の件ですが、やっぱりどうのこうの言っても農業者が一番答えを持っているわけですから、そこに土地を持っている農業者がやる意欲ある以上は、農振地から抜いてどうのこうのというわけにもいかないですから、5年に1回とか見直し時期に当然見直しはできますよということなものですから、その辺は農業者の意向を前面に出していただければいいのかなと思います。

あと、今最後の問題なのですが、大熊、双葉と若干変わって借り上げ仮設、全面もう終わりだよということになったということで、先ほどの課長の答弁ではなかなか理解できなかったのですが、町長の答弁聞けば当然そうなのかなとは思いますが、ただ、富岡町では借り上げとか仮設に入って頑張っている人は、来年も出ないよなんていう人は、恐らくほとんどいないと思うのです。当然金銭面とか、そういう部分ではもう全て終わりだよと切るのも私は反対ではないのです。ただ、困難区域がある以上は、住民感情からして理解できない人がいっぱいいると思うのです。そういう部分の人たちにどうやってこれから理解求めていくかということなのですが、20キロ圏内の困難区域解除していくのに当たって、檜葉はかなり早く解除したと。富岡は、6年も解除できなかった中で、解除したにもかかわらず、富岡と同等に檜葉はついてきたのです。富岡は、今回の借り上げの中でも県の借り上げと東京電力直接請求の借り上げもありました。それは、前年度で切られて、政策が何で1つに一斉にならないのかなと思って私不思議なのです。こんなことを言ったら申しわけないですが、困難区域の人は理解できないと思うのです。ただ、困難区域の人も町長が言うようにきちっともう自分のうちを構えて生活も成り立っている。復興住宅に入って成り立っている。県の復興災害公営に入って成り立っている。大半の人は成り立っていますが、やっぱり困難区域であることは間違いないわけです。そういう部分で本当であれば県はきちっと困難区域である以上は、同じ政策組んで私はいただきたいと思うのです。そういう部分で若干私は心残りでありますので、きょう質問したのですが、何で県でそうやって一線を引いて同じ政策を組んでいただけないかと思って非常に残念なところであります。その辺はどんな、県の考えは切れるところを早く切っていけばということで、生活再建に対して切ることによって自分の足で進む、また進めということですから悪いことではないと思うのですが、それがちょっと理解できないところなのです。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○生活環境課長（黒澤真也君） 里山再生モデル事業の実施計画の中でも今年度の下半期において結果の取りまとめというところで、これからがその時期ということになっております。その結果がまとまり次第、議員の皆様にもしっかりとお示しをしまして、今後の里山再生につなげていければなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 大原地区のお話につきましては、町としましても営農意欲が高いと

いう地区でございますので、そういったところを大事にしながら進めていきたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長、先ほどのやりとりの中で、耕作管理保全の補助金が耕作した人には全部出ると13番議員には伝わっているのですが、それでよろしいのですか。

○産業振興課長（猪狩 力君） 管理耕作。

○議長（塚野芳美君） 管理耕作。農地保全ではなくて管理耕作。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 管理耕作につきましては、帰還されない方の所有している農地につきまして、それを帰還されている方が管理を委託して作付した場合については、その費用を管理耕作としての費用が出るという考え方でございます。そちらはそれも同じような事業がございまして、それとは別に保全管理のという形の場合ですと、先ほどの回答の考え方になります。管理耕作という部分は、また別です。管理耕作という形で何か農家がそこを借りて作付をした場合については、作付する品目によってお金が出るという管理耕作とは別に、保全管理をする場合の除草作業については先ほどの回答ということになりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長、1万5,000円から1万2,000円、要はだから耕作保全でしょう。来年度からの1万2,000円の部分が耕作すれば全部受け取れると、というか、出ると伝わっているの、そうではないでしょう。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 先ほどの反当たり1万2,000円というのは、今までの保全管理で除草作業等を保全管理組合がやっていたものが反当たり3万5,000円。それが今後継続するという形では、通常そのままでは難しいのですが、会合を開いて担い手確保の取り組みを実施し、そういった意味で農地の荒廃を抑制するために除草作業をまた継続する場合は、今までの反3万5,000円ではなくて、反当たり金額が下がりますけれども、そういった手法がとれますという話でございまして。なお、それとは別に管理耕作で、作付する品目によってやる管理耕作についてはまた別でございまして、一緒ではございませぬ。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 戻ってきていらっしゃる方が営農再開ということではなくて、作付がなかなかできなくて、現場が管理耕作、今までのように保全管理している場合についても、それは今後営農を再開するという目的のもとに金額は下がるものの1万2,000円ではあります、管理耕作というワードを使いますと、戻ってこれない方の農地を帰還している方がやった場合につきましては作付する品目によって金額が出るというもので、またちょっと別なほうとなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 （午前11時04分）

再 開 （午前11時04分）

○議長（塚野芳美君） 再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 除草作業、これから営農再開を目標として農地を荒廃させないために行っているものにつきましては、今までの保全管理という形の中で金額が下がるものの、ある程度一定の手続を踏めば利用することができるものでございます。それとは別に管理耕作につきましては、作物をつくってということでございますので、品目によってお金がつくっている農家の方が得られるというものでございますので、全く別なものということをご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 （午前11時05分）

再 開 （午前11時07分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（猪狩 力君） 農家の方が帰ってきて、ほかの方の農地を管理している場合……

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課長（猪狩 力君） 自分の場合につきましては、その農地を耕作していなくて除草することによって反当たり1万2,000円が出るという形でございます。

○議長（塚野芳美君） 次は高橋副町長ですか。高橋副町長。

○副町長（高橋保明君） 応急仮設住宅の供用終了の件でございます。議員おただしのところ帰還困難区域、これは双葉、大熊、それから富岡にもあるので、同じように考えるべきではないかというふうなところでございます。繰り返しの答弁になる部分あるかと思えます。まず、応急仮設住宅については、先ほど住民課長申し上げましたが、災害救助法に基づく施設でございます、そこがついの住みかになるところではございません。皆様、生活の安定のため、一定期間お住まいをいただかざるを得ない状況かと思えますが、そこから次のステップに移っていただくというふうなところでの判断というものがございます。その中で帰還困難区域を押しなべて見てみますと、富岡町におきましては先ほど町長からお話ありましたが、町内の災害公営住宅等々、整備が進みまして、生まれ育った町に帰ってくるができる状況であると我々としては判断をさせていただきました。大熊町がこれから住宅の整備が進みまして、議員は今後5年間、帰還困難区域、延長されるのではないかというふうなお話ありましたけれども、そこについても速やかに町としては住宅の整備を進めていくことになろう

かと思えます。県の会議の中でそういった帰還ができる状況になるというふうな判断がなされれば、供用終了の期間というものも決まってくるものかと思っております。私どもでもまず判断をさせていただきましたのは、当町への帰還というものが速やかにできるように我々も精いっぱい環境整備をしてまいりました。その中で今回の応急仮設住宅等の供用終了というものも町に戻ってきていただくという一つの段階になろうかと考えておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 高橋副町長、県の方針ですから、なかなか答えられるかどうかわかりませんが、榎葉は要は4年半、早く解除されたにもかかわらず、富岡と同等な扱いを受けたということなのですが。

町長。

○町長（宮本皓一君） 榎葉の件もお話がありました。榎葉町は、とっくにもうこれ切られています。そういう意味では榎葉町、富岡町より2年4カ月早かったのです、解除になるのは。ただ、榎葉町の場合には東京電力の賠償価格もそれなりに富岡町と同等のような話もありました。ただ、全損で2割ですから、そのほか富岡町の場合には困難区域を除いては全損で8割でしょう。そういうふうな隔たりというものがあって、当然榎葉町でももうこれ仮設借り上げを切られたのは昨年度で切られましたので、富岡町のように同じような状況には至っていないと思えます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 全般にわたってわかりました。理解しました。ただ、副町長が言うように、言うことはもう100%理解できるのです。富岡町民は、皆さん努力はしていただいていると思うし、当然仮設に俺は居残るのだとか、借り上げ、大熊でまだ金出しているのだから、俺らも黙って出てもらうかという人は、一人も私はいないと思うのです。ただ、住民感情でどうしてもそういう話も出てくるし、私も実際困難区域ですから、何でなのと、俺の地区まだ入れないのだよと、大熊と何ら変わらないよ、双葉と変わらないよと、そういう感情がある中で、例えば富岡町をもう一年延ばしても、県の出費は恐らくほとんど私はないと思うのです。仮設は、もう当然誰もいなくなれば解体して返せるわけですから。そういう部分を見ると、そうでは私はないと思うのですが、その辺がいろいろそういった裏の部分があるとすれば、我々見えないですから、そうなったとすればもうしようがない部分あるかと思えますが、私の住民感情からしてみれば、決して腹の中はちょっとおさまらない気持ちあります。あと、今町長が言った榎葉とはこれだけ違うのだよというのは、我々に一番見えている部分で生活支援金の10万円ですか。そういう部分で6年間いただいた部分は、榎葉も同じなのです。そういう部分で賠償で町民に見えている部分は、全く同じとしか見えていないのです。だから、その辺がもう少しわかりやすい説明の仕方があれば、今町長が言ったようなことがはっきり表に見えれば、そういう感情も起きないのだと思うのですが。私なんかでも随分わからないことがあるのです、正直言って。その辺がどうも心苦しいところなものですから、理解はしていますけれども、今後何か

そういうことがあるとすれば、ぜひ横並びに県に強く要請していただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 13番議員のご指摘の点は、私も十分わかります。ただ、仮設だけではなくて借り上げの部分もありますので、県としてはかなりの、富岡町がここで、富岡町ばかりでないのです。同じ解除になった浪江町もそうですから。そういう意味では、アパートをみなし仮設ということやってきたもの。今は東京電力がこれらの住宅の賃金をお支払いしているのでなくて県がやっているのです。それで、これらのものがありますから、かなりの金額がまだあります。そういう意味では、県にご相談をされたときに、私が課長もそうですが、同席の中でやむを得ないだろうというような判断をさせていただいたわけですが、これらのものの大熊町、双葉町と困難区域ということの一つ考えれば同じだろうというような話ではございますが、それだけ困難区域を抱えているところでも富岡町はもう2年半前に解除していますし、それから困難区域の人たちも当然自分のうちには戻れないかもしれませんが、富岡町のさまざまな住宅が、町営住宅も富岡町ではもう借り上げの形でつくってありますし、そういうことでは町内に戻ることもできますし、そこは大熊町、双葉町とは全く今生活環境が違うと思いますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号 令和元年度富岡町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時30分まで休議いたします。

休 議 （午前11時16分）

再 開 （午前11時27分）

○議長（塚野芳美君） 再開します。

次に、議案第62号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第62号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定及び前年度繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の増額などにより、歳入歳出それぞれ2億1,143万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を28億8,664万2,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。63ページをごらんください。第6款繰入金、第1項他会計繰入金は、職員給与費等繰入金の増に伴い144万4,000円を増額するものであります。

第7款第1項繰越金は、平成30年度決算による繰越額の確定に伴い、前年度繰越金2億940万8,000円を増額するものであります。

第8款諸収入、第3項雑入58万5,000円は、資格喪失後受診に係る返還金によるものであり、歳入合計2億1,143万7,000円の増額補正となるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。64ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費は職員給与費の増額に伴い144万4,000円を増額するものであります。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は、退職被保険者療養費見込み額の精査により7万3,000円を増額するものであります。

第6款諸支出金、第2項繰出金1,104万6,000円の増額は、前年度の繰入金精算により一般会計に返還するためのものであります。

第7款第1項予備費において1億9,887万4,000円を増額し、歳出合計2億1,143万7,000円の増額補正となるものであり、補正後の歳入歳出の総額を28億8,664万2,000円とするものであります。

ご説明は以上であります。ご審議よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件につきましては項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

68ページから74ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号 令和元年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第63号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ148万6,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1,602万9,000円とするものであります。

77ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明申し上げます。まず、第3款繰入金、第1項繰入金として、歳入歳出予算の調整により402万5,000円を減額し、一方第4款繰越金、第1項繰越金として、平成30年度の事業の確定により歳計余剰金253万9,000円を増額することにより、歳入総額として148万6,000円の減額を行うものであります。

次に、78ページをごらんください。歳出についてご説明申し上げます。今回の歳出の補正は、請け差の処理であり、第1款事業費、第1項下水道事業費の水質検査及び処理場の維持管理の委託業務の請け差により、歳出総額として148万6,000円の減額を行うものであります。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、この件につきましても項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

82ページから85ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号 令和元年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第64号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,282万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,277万5,000円とするものであります。

89ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。まず、第4款繰入金、第1項繰入金として、歳入歳出予算の調整により5,342万2,000円を減額し、一方第5款繰越金、第1項繰越金として、平成30年度事業の確定により歳計余剰金2,056万3,000円を増額し、第6款諸収入、第3項雑入において、平成28年度の日本下水道事業団協定工事の精算で管理諸費が4万円過剰だったことが判明したため、返還となる過剰金に調定先細目の原予算1,000円を減じ、3万9,000円を増額し、歳入総額として3,282万円の減額を行うものであります。

次に、90ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。まず、第1款事業費、第1項下水道事業費につきましては、公共下水道維持管理において水質検査及び処理場の維持管理委託業務の請け差処理と消費税の課税対象年度の計上誤りによる予算額の減により3,670万4,000円を減額し、また災害復旧事業においては上水道の歩掛り改定と設計精査に伴う負担金や人事異動に伴う給与費の精査に伴い385万7,000円を増額し、同第1款で3,284万7,000円を減額。第4款諸支出金、第1項償還

金及び還付加算金につきましては、歳入でご説明させていただきました日本下水道事業団の協定工事に係る国庫補助対象分の返還のため、2万7,000円を新たに予算化し、歳出総額として3,282万円を減額補正するものであります。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

94ページから100ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号 令和元年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第65号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,073万9,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額を1億5,637万7,000円とするものであります。

103ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。まず、第4款繰入金、第

1 項繰入金として、歳入歳出の調整により1,753万9,000円を増額し、第5款繰越金、第1項繰越金として、平成30年度事業の確定により歳計余剰金320万円を増額することにより、歳入総額として2,073万9,000円の増額を行うものであります。

次に、104ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。今回の補正は、第1款農業集落排水事業、第1項集落排水事業費の補正であります。補正内容につきましては、集落排水維持管理費において水質検査及び処理場の維持管理の委託業務の請け差等により334万1,000円を減額し、一方集落排水建設費において町営小浜団地の辺地に伴い、当該敷地内を通っている本管の布設がえが必要になったことより、これに係る管路工事費等で2,408万円を増額し、歳出総額として2,073万9,000円の増額を行うものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

108ページから111ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号 令和元年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（竹原信也君） それでは、議案第66号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,184万6,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,259万3,000円とするものであります。

115ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。まず、第2款繰入金、第1項繰入金として歳入歳出予算の調整により1,631万4,000円を減額し、一方第3款繰越金、第1項繰越金として平成30年度事業費の確定による歳計余剰金2,816万円を増額し、歳入総額として1,184万6,000円を増額を行うものであります。

次に、116ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。今回の補正は、第1款事業費、第1項事業費の補正であります。補正内容につきましては、土地区画整理事業費において換地処分に向けた専門的な事務手続に対応するため、発注者支援費で900万円を増額し、上水道の歩掛り改正等に伴う工事負担金の増額や人事異動に伴う給与費の増額により、歳出総額として1,184万6,000円を増額を行うものであります。

説明は以上であります。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

120ページから125ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号 令和元年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といた

します。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第67号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、令和元年度の介護保険料や国、県支出金の交付見込み額、そして平成30年度の決算により繰越金の額が確定したことから、当初の歳入歳出予算にそれぞれ1億8,414万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億4,510万9,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。129ページをごらんください。第1款の保険料、第1項介護保険料は、令和元年度の介護保険料の確定により、第1号被保険者保険料として197万3,000円を増額するものです。第3項の国庫支出金271万2,000円の増額は、介護給付費負担金の確定などにより、第1項国庫負担金において介護給付費負担金として501万4,000円の減額と低所得者保険料軽減負担金473万6,000円の増額により27万8,000円の減額。第2項国庫補助金は、調整交付金として140万1,000円、地域支援事業交付金として5万1,000円、災害臨時特例補助金として153万8,000円をそれぞれ増額し、合わせて299万円を増額するものです。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金の386万7,000円の増額は、介護給付費負担金の確定などにより介護給付費負担金として482万1,000円の増額、地域支援事業交付金として95万4,000円を減額したものです。

第5款県支出金1,097万5,000円の増額は、介護給付費負担金の確定などにより、第1項県負担金において介護給付費負担金として728万4,000円の増額、第2項県補助金においては地域支援事業交付金として132万3,000円、低所得者保険料軽減負担金として236万8,000円を合わせた361万9,000円を増額するものです。

第7款繰入金、第1項他会計繰入金は、職員給与費等及び介護給付費保険者負担金の増に伴い、一般会計繰入金として1,343万円を増額するものです。

第8款繰越金、第1項繰越金は、前年度決算による繰越金額の確定に伴い、1億5,111万円を増額するものです。

第9款諸収入、第3項雑入は、平成30年度双葉地方介護認定審査会運営費負担金の精算金として7万5,000円を増額し、歳入合計において補正総額を1億8,414万2,000円、歳入予算総額を19億4,510万9,000円とするものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。130ページをごらんください。第1款総務費、第

1 項総務管理費297万2,000円の増額は、介護システムの改修などにより委託料として152万5,000円の増額、人事異動に伴う職員給与費として144万7,000円を増額するものです。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は、利用者増に伴い、介護給付費に加え、在宅介護福祉用具購入費や在宅介護住宅改修費におきます負担金及び交付金として752万円を増額するものです。

第3款地域支援事業費、第1項介護予防事業費については、支払基金交付金の変更に伴う財源の更正であります。第2項包括的支援事業の増額は、多職種連携会議の開催回数をふやすため、報償費として13万4,000円を増額するものです。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、介護給付費準備基金積み立てとして1億4,847万2,000円を増額するものです。

第5款諸支出金における2,504万4,000円の増額は、第1項償還金及び還付加算金において前年度の精算により国県への返還金として2,496万9,000円を増額、第3項繰出金において平成30年度双葉地方介護認定審査会運営負担金の精算金を一般会計に返還するため7万5,000円を増額するもので、歳出合計において補正総額を1億8,414万2,000円、歳出予算総額を19億4,510万9,000円とするものであります。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

134ページをお開きください。134、135ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 136、137ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 138、139ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 140、141ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 142、143ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 144、145ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 146、147ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 148ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号 令和元年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時06分）

再 開 （午後 零時58分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第68号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康づくり課長より求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、議案第68号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定及び前年度繰入金金の精算に伴う一般会計繰出金の増額などにより、歳入歳出それぞれ341万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を4,467万4,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。151ページをごらんください。第4項繰越金、第1項繰越金は、平成30年度決算による繰越額の確定に伴い、前年度繰越金252万6,000円を増額するものであります。

第5款諸収入、第4項雑入88万6,000円は、健康づくりや医療費適正化などの取り組みに対するインセンティブとして広域連合より交付されたものであり、歳入合計341万2,000円の増額補正となるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。152ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費は、一般事務管理費として消耗品費2万7,000円を増額するものであります。

第3款諸支出金、第2項繰出金266万2,000円の増額は、前年度繰入金の精算などにより一般会計に返還するためのものであります。

第4款予備費、第1項予備費において72万3,000円を増額し、歳出合計341万2,000円の増額補正となるものであり、補正後の歳入歳出予算の総額を4,467万4,000円とするものであります。

ご説明は以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

156ページから159ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号 令和元年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 令和元年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課主幹の朗読を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹兼課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、議案第69号 令和元年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、富岡町介護サービス事業特別会計の平成30年度決算に伴い繰越金の額が確定したことにより、当初の歳入歳出予算にそれぞれ98万9,000円を増額し、歳入歳出予算総額を804万8,000円とするものです。

初めに、歳入についてご説明いたします。163ページをごらんください。第3款繰越金、第1項繰越金において、平成30年度会計の精算により繰越金の額が確定したため98万9,000円を増額し、補正後の歳入予算総額を804万8,000円とするものです。

次に、歳出についてご説明いたします。164ページをごらんください。第2款諸支出金、第1項繰出金において、前年度からの繰越金額の確定により一般会計に返還するため98万9,000円を増額するもので、補正後の歳出予算総額を804万8,000円とするものです。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

168ページから171ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号 令和元年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後、休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開会時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営

委員会を第1委員会室で、終わりましたら議会報編集特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

1時25分まで休議いたします。

休 議 (午後 1時08分)

再 開 (午後 1時20分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

○委員会報告

○議長(塚野芳美君) 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

13番、渡辺三男君。

〔総務文教常任委員会委員長(渡辺三男君)登壇〕

○総務文教常任委員会委員長(渡辺三男君) 報告第29号、令和元年9月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務文教常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。本委員会は、9月12日午後1時10分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1)総務課に関する件、(2)企画課に関する件、(3)税務課に関する件、(4)住民課に関する件、(5)教育総務課に関する件、(6)生涯学習課に関する件、(7)出納室に関する件、(8)議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

6番、早川恒久君。

〔産業厚生常任委員会委員長（早川恒久君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（早川恒久君） 報告第30号、令和元年9月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業厚生常任委員会委員長、早川恒久。

閉会中の継続調査の申し出について。本委員会は、9月12日午後1時11分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) いわき支所に関する件、(2) 郡山支所に関する件、(3) 都市整備課に関する件、(4) 福祉課に関する件、(5) 健康づくり課に関する件、(6) 農業委員会に関する件、(7) 産業振興課に関する件、(8) 生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

7番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第31号、令和元年9月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。本委員会は、9月12日午後1時12分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。(1) 会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する件、(2) 議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3) 議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第32号、令和元年9月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。

閉会中の継続審査の申し出について。本委員会は、9月12日午後1時14分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第33号、令和元年9月12日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査の申し出について。本委員会は、9月の12日午後1時16分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明のための出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富

岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「1番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま1番、渡辺英博君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、渡辺英博君より説明を求めます。

1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和元年第5回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 1時31分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 高 野 泰

議 員 黒 澤 英 男